

○糸数慶子君 ありがとうございました。是非女性のこの活用、お願いしたいと思います。子の引渡しを専門とする執行官を養成する必要性と全ての執行官に対する研修の必要性についてお伺いいたします。

民事執行法部会において、委員から、執行現場に出向く執行官の力量が、子供を取り巻く環境に非常に大きな影響を及ぼすとして、子の引渡しの強制執行について経験を積んだ方がどれくらいいらっしゃるのか、現状に疑問を呈していらっしゃいます。

そこで伺いますが、子の引渡しを専門とする執行官を養成する必要があると思いますが、改めまして最高裁の御見解を伺います。

○最高裁判所長官代理者(門田友昌君) お答えいたしました。

現在、子の引渡しの強制執行は全国で年間百件前後しかございませんで、その一方で、執行官が国から給与を支給されない手数料制の公務員であるということからしますと、現実問題としましては、子の引渡し専門の執行官を置くことはなかなか難しいのではないかというふうに考えておりま

す。

もつとも、子の引渡しの強制執行において子の心身に対する十分な配慮が必要であることは委員の御指摘のとおりでございますので、そのような観点から、裁判所職員総合研修所におきまして執行官に対する研修を実施するとともに、個別の事案におきましても、児童心理の専門家に執行補助者として関与していただき、お子さんとの対応ですとか手続全般について専門的知見に基づくアドバイスを受けるなどしております。こうしたことを通じて子の引渡しの強制執行が適切に行われるよう努めております。

○糸数慶子君 職業としてその専門の執行官養成するのが難しいということでありましたならば、せめて全ての執行官に研修を行う必要があるのではないかでしょうか。

現在どのような研修を行い、また今後どのように

に充実をさせていかれるおつもりなのかを伺います。

○最高裁判所長官代理者(門田友昌君) お答えいたしました。

裁判所職員総合研修所におきましては、毎年、執行官を対象として次のような研修を実施しております。

まず、その年に採用された全ての執行官を対象にしまして、裁判官及び家庭裁判所調査官等を講師としまして、子の引渡しの強制執行の概要や両親の紛争下における子の心理についての講義を内容とする研修を実施しております。

また、経験五年以上の執行官を対象に、ペテラン執行官や子の心理の専門家を講師としまして、子の引渡しの模擬強制執行等を内容とする研究会を実施しております。この結果は各配属局にも還元するよう指導しております。

今後とも、本法案に子の心身に対する配慮の規定が設けられた趣旨も踏まえまして、これらの研修のより一層の充実に努めてまいりたいと考えております。

○糸数慶子君 ありがとうございます。

改正執行法の周知と家裁の充実についてあります。審判、判決が出ても任意に従わない人は、審判、判決自体に不服であるか、何があつても子を引き渡したくないと思い詰められている人とも言えます。

ただ、子の引渡しとして最後の手段が強制執行

というのは、子の利益にとってどうなのかと懸念をいたしております。審判、判決において子の利益を踏まえた判断が出ていれば、強制執行のル

ルを定めること自体は必要だと思います。執行の前に当事者の理解を得るような審理手続の必要があるということは言うまでもありません。

ついて、任意に履行することが子供の利益にもか

たことに従わない場合になされることであつて、そこに至らないよう、裁判所の決定には従うことが子の利益になる、従わなければならぬことなどが社会の共通認識になるべきだと思います。そのことを理解してもらう努力が必要ではないでしょうか。法務省に伺います。

○政府参考人(小野瀬厚君) 委員御指摘のとおり、一般論として、裁判所の判決等で定められた義務が実際に履行されることは法治国家として重要な要素であり、またそのような認識が幅広く社会に浸透することが重要であると考えられます。

この法律案が成立した際には、そのような観点から、関係機関とも連携して、裁判で確定した義務の履行の重要性も含め、その改正の内容を適切に周知してまいりたいと考えております。

この法律案が成立した際には、そのような観点から、関係機関とも連携して、裁判で確定した義務の履行の重要性も含め、その改正の内容を適切に周知してまいりたいと考えております。

○糸数慶子君 本委員会で繰り返し家庭裁判所の充実をこれまで訴えてまいりましたが、家庭裁判所の役割に対する社会的ニーズが拡大し、今后一層、困難、複雑な事件にも対応を迫られるというふうに思います。

子の引渡しや養育費の履行について、任意の履行がない場合についての強制執行に関して執行法の改正が今般提案されました。子の引渡しや養育費の履行は、子の利益の観点からはできるだけ任意に履行されることが望ましく、家裁の調停や審判においても、当事者への働きかけ、納得を得た解決を目指す丁寧な手続が必要あります。そのためにも、もう是非家裁の充実が必要だと思いま

すが、最高裁の御見解を伺います。

○最高裁判所長官代理者(門田友昌君) お答え申しあげます。

家庭裁判所の充実の必要性が高いことは委員の御指摘のとおりと考えておるところでございまして、そうした点も柱の一つとして本年も増員をお認めいただいたところでございますが、今後とも、対立が先鋭化する子供をめぐる事件を始めとする複雑困難な事件にも適切に対応できるよう、今後の事件動向等を踏まえまして、現有人員の有効活用を図るのはもちろんでございますけれど

も、必要な人的体制の整備に努め、当事者双方から丁寧に事情を尋ねるなどして、その後の履行のことも念頭に置いて、当事者の納得、この度合いが非常に高い事件の解決ができるように、最高裁判所が先鋭化する子供をめぐる事件を始めとする複雑困難な事件にも適切に対応できるよう、今後の事件動向等を踏まえまして、現有人員の有効活用を図るのはもちろんでございますけれど

も、必要な人的体制の整備に努め、当事者双方から丁寧に事情を尋ねるなどして、その後の履行の

こととも念頭に置いて、当事者の納得、この度合い

が非常に高い事件の解決ができるように、最高裁

としても必要な支援に取り組んでまいりたいとい

うふうに考えております。

○糸数慶子君 しあがりの質問でございますので、重なるところは割愛をいたしまして、ちょっと時間がございますが、改めて次の参考人の質疑に時間をお回したいと思います。

○委員長(横山信一君) 午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午後零時二分休憩

午後一時開会

○委員長(横山信一君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、藤木眞也君が委員を辞任され、その補欠として青山繁晴君が選任されました。

○委員長(横山信一君) 休憩前に引き続き、民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより、本案の審査のため、三名の参考人から御意見を伺います。

本日御出席いただいている参考人は、東京

大学大学院法学政治学研究科教授松下淳一君、東

北大大学院法学研究科准教授今津綾子君及び元

家庭裁判所調査官・特定非営利活動法人非行克服支援センター相談員伊藤由紀夫君でございます。

この際、参考人の方々に一言御挨拶申し上げます。

本日は、御多用のところ本委員会に御出席いた

だきました、誠にありがとうございます。

参考人の皆様方から忌憚のない御意見を賜り、今後の審査の参考にいたしたいと存りますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議事の進め方について申し上げます。

まず、松下参考人、今津参考人、伊藤参考人の順に、お一人十五分程度で御意見をお述べいただきます。その後、各委員からの質疑にお答えいただきます。

なお、意見の陳述、質疑及び答弁のいずれも着席のままで結構でございますが、御発言の際は、その都度、委員長の許可を得ることとなつております。また、各委員の質疑時間が限られておりますので、御答弁は簡潔にお願いいたします。

それでは、松下参考人からお願ひいたします。

松下参考人。
○参考人(松下淳一君) 東京大学の松下と申します。

私の専攻は民事執行法を含む民事手続法です。改正法案の基になりました要綱案を作成した法制審議会民事執行法部会の委員として審議に参加をいたしました。本日は、そのような立場から改正法案について私の意見を述べさせていただきます。このような機会を与えてくださったことに感謝申し上げます。

私は、今回の改正法案は三つの大きな柱「プラスアルファから構成されている」と理解しております。いずれも実務上改正の必要の高い事項であり、理論的に整合性の取れた適切な提案がされています。このようにふうに考えます。

三つの柱と申しますと、第一に債務者財産に関する情報の取得手段の拡充、第二に不動産競売における暴力団員の買受け防止対策、第三に子の引渡しの強制執行に関する規律の新設であり、これとセットで、いわゆるハーゲ条約実施法における国際的な子の返還の手続きの改正も提案されております。これら三つに加えて、債権執行に関する規律の若干の見直しも提案されております。

まず、第一の柱である債務者財産に関する情報の取得手段の拡充についてです。

金銭の支払を命ずる判決が確定して、しかし債務者が任意に履行をしなければ、満足を受けたい債権者は強制執行することになります。執行対象となる財産の探索や特定は第一次的には債権者自身がするという建前ですので、執行対象としてふさわしい財産を見付けられなければ、判決は絵に描いた餅に帰することになります。

そこで、平成十三年に取りまとめられた司法制度改革審議会の意見書では、債務者の財産を把握するための方策が必要であるという指摘がされました。現在の法律におきましては、判決で命じられた給付をしないこと自体は犯罪とはされておりません。端的に強制執行する方が実効的であるという考え方によつているものと思われます。しかし、債権者がその強制執行を申し立てるのが困難だという事情がある場合には、その困難を除去する方策を用意する必要があります。

情報を誰から取得するのかという観点から考えますと、債務者本人から取得する方法と債務者以外の第三者から取得する方法が考えられるところ、前者の債務者本人から情報を取得する方法が平成十五年の民事執行法改正で新設された財産開示の制度です。日本で強制執行に関してそのような制度を設けるのは初めてだということで、当時、濫用のおそれ懸念して、今にして思えばですけれども、かなり慎重な立法がされました。

その後の十数年の運用状況を見て、濫用のおそれはなく、むしろ実効性を高める改正が必要であるということことで要件を一部緩和し、不出頭の場合の制裁を強化するというのがこの改正法案の提案です。部会における審議におきましては、私も含めまして、小さく産んだものを大きく育てる必要があるという指摘が繰り返しされたところであります。

改正法案において、金銭債権に係る強制執行制度の実効性を一層高めるために、債務者財産に関する情報を第三者から取得する仕組みが新たに提案されています。具体的には、不動産に関する情報報を登記所から、給付債権や勤務先に関する情報

市町村等から、預貯金債権に関する情報を銀行等から取得するという仕組みです。どのような第三者を情報の提供者とするのか、どのように手続を踏むのが適切かを決める際には様々な要素を考慮する必要があります。すなわち、その第三者から情報を取得する必要性、第三者が大きな負担なく情報提供できる体制を有しているかどうか、第三者が債務者財産に関する情報を提供する正当化根拠、そして、強制執行によってどのような債権の満足を図ろうとしているのか等の多様な考慮を踏まえる必要があり、論理的、一義的に第三者の範囲や手続の仕組み方が決まるというものではありません。

改正法案は、例えば、預貯金債権については、最高裁判例によって、差押えの申立ての際に支店の特定まで必要であるという解釈が確定していることを踏まえて、債務者が預貯金を有する支店等の情報を銀行に提供させるということにしていますし、不動産や勤務先に関する情報を登記所や市町村から提供させるためには債務者に対する守秘義務がなくなっている必要があるということから、債務者自身による財産開示を先行させる必要があるという規律を提案しています。

さらに、勤務先情報については、給与差押えが債務者の生活にも大きな影響を与える可能性があることを考慮して、扶養料等の請求権や生命、身体の侵害による損害賠償請求権という保護の必要性の類型的に高い権利に係る強制執行をする場合に限って市町村等からの提供を認めるという提案をしております。

以上が第一の柱である債務者財産に関する情報の取得手段の拡充についてであり、いざれの規律も金銭執行を一層実効化するために必須のものと考えております。

第二に、不動産競売における暴力団員の買受け防止対策です。

不動産競売と反社会勢力ということで申しますと、かつては占有屋などの執行妨害が問題となっていましたが、そのような執行妨害問題は現在で

は下火になつたものと認識しております。他方で、不動産競売を通じて暴力団員が不動産を入手して、転売して利益を得て資金源にしたり、事務所として使用したりすることで近隣の住民に對して危険や不安を巻き起こしたりというような事態の存在が指摘されるようになり、しかし、そのような事態は社会的には到底容認できるものではありません。

現在、民事執行法では暴力団員による買受けのものを制限することはできないことから、改正法案はその制限のために幾つかの規律を提案しています。

まず、買受けの申出をする際には、自分は暴力団員でない旨を陳述させて、虚偽の陳述をしたら刑罰を科すという仕組みが設けられています。また、売却の段階に進んで、最高価買受申出人が決まつたら、警察に暴力団員かどうかの調査を嘱託することとされ、その結果、暴力団員であることが判明したら売却不許可とするとしています。

さらに、以上を通じて、暴力団員自身が買受けの申出等をする場合のみならず、暴力団員が資金を提供して、暴力団員でない者に言わば裏から買受けの申出等をさせる場合にも同様の規律がされるものとして、ダミーによる規律の潜脱を防いでいます。

ただし、不動産競売の全てにおいてこのような調査の嘱託の手続を経ていると執行の遅延が懸念されることから、例えば暴力団員であることが欠格事由とされている業者が買受けをするような場合には調査は不要であるとする規律を最高裁規則で設けてはどうかという議論が部会ではされたところです。

以上が第二の柱です。

第三に、子の引渡しの強制執行に関する規律の新設及びハーベス条約実施法における国際的な子の返還の手続の改正についてです。

まず、国内の子の引渡しの強制執行から話をさせていただきます。

現在の民事執行法には、子の引渡しの強制執行

に関する規定が全く存在せず、動産の引渡しに関する規定を類推適用して実務を運用してきたと言われております。もつとも、類推適用といつても、子の福祉への配慮という単なる動産引渡しはない極めて重要な要素がありますことから、実務的には例えは児童心理の専門家の助力を準備段階や実際の執行の現場で得るなど、子の福祉に十分に配慮をしつつ、執行がされてきたものと承知しています。

また、国際的な子の返還の手続を定めるハーグ条約実施法が成立して以降は、子の監護の移転という現象は共通していることから、国内の子の引渡しの強制執行の際にハーグ条約実施法の規律が意識されていたとも承知しています。

現行のハーグ条約実施法によれば、第一に、間接強制前置、すなわち、執行官による直接的な子の引渡しをする前に、間接強制、すなわち、債務者自身に任意に引渡しをするまで金銭を支払わせ続けるという手続を先行させる必要があります。

また、第二に、同時存在の原則、すなわち直接的な子の引渡しの現場には子が債務者とともにいる必要があるとされています。これらはいずれも子の福祉に配慮したものと考えられていました。

部会における審議においては、国内の子の引渡しに関する規律をハーグ条約実施法の規律に合せる方向での議論がまずはされました。しかし、既に子の引渡しを命ずる債務名義ができるているのだから、迅速な執行こそが子の福祉にかなうのであって、その点からは間接強制前置を必須とするのは適切ではないのではないかという指摘がされたといったところです。

また、同時に存在の原則があるために、債務者が執行現場にいないようにすることでの執行を妨害でくる、あるいは現場にいる債務者が激しい抵抗をするという事態があり、いずれも子の福祉に反するという指摘もされてきたところです。

以上のような指摘を踏まえ、またハーグ条約そのものは間接強制前置も同時存在原則も必要的とはしていないということも念頭に置いて、改正法

案は、国内の子の引渡しについては、間接強制を必須の前提とはせずに、子の急迫の危険を防止するため直ちに執行する必要がある場合等には、間接強制をせずに執行官による子の引渡しを実施できるものとしました。また、同時存在の原則は、取らないものとして、債務者は執行現場にいなくとも執行できることとし、ただし、子が執行官の下に長時間とどまるということは子の福祉のためににはならないことを踏まえて、子の監護をすべく引き継げるよう債権者が執行現場に出頭する必要とされました。

そして、以上のような国内の子の引渡しに関する規律と同様の規律をハーゲ条約実施法にも設けるべく、同法の改正が提案されています。

私自身は、民事執行法に基づく国内の子の引渡しとハーゲ条約実施法に基づく国際的な子の返還法とは、理論的には性質の異なるものではあります。が、子の監護の移転という現象においては類似するものであるため、両者の規律は異なるということは問題であると考えており、今回の改正法案が両者に同様の規律を設けていることは大変望ましいことであると考えております。

以上が第三です。

以上の三つに加えまして、改正法案は債権執行についても若干の提案をしております。時間の関係で、部会では議論がされながら改正法案には結実しなかつた論点について一つ簡単に御紹介をしたいと思います。

平成二十九年の九月に部会が取りまとめた中間試案においては、債務者の最低限度の生活を保障するという観点から、一定の金額以下の、つまり少額の給与債権については全額差押えを禁止するという考え方が引き続き検討するものとするという形で取り上げられています。

この考え方については部会でも随分議論はしたのですが、少額の給与を複数の勤務先から得ていて、結果として過剰な債務者保護となってしまい、このような事態を防ぐことが実際に困難でした

ういつた立場の一研究者としての意見として今回お話をさせていただければと思つております。まず、債務者の財産状況の調査に関する規律ですけれども、制度の内容については今お話をいただいたとおりなんですけれども、一点、従来の実務での対応との関係ということでお話をしたいんですけれども。

従来、民事執行法の中に債務者以外の第三者から情報を取得する手段というのが用意されていなといふことがありますので、一般には弁護士法の二十三条の二の第二項というところに定めております弁護士会照会という制度が活用されてきておりました。この弁護士会照会といいますのは、弁護士会がそこに所属する弁護士からの申出に基づいて公私の団体に対しても必要な事項の報告を求めるというものです。

金融機関の中には照会に応じて情報を出してくるところも最近では増えつつあるということを聞いておりますし、また、各地の弁護士会において大手の金融機関との間で独自に協定を締結して照会に応じてもらえるような体制を整えるような動きも見られているということもあります。

他方で、金融機関の中には、債務者つまり金融機関にとつては顧客ということになりますけれども、顧客の、本人の承諾がないと照会には応じられないといって拒まれるというケースもまだ見られるという状況にあると。

これに対して、従来、弁護士会照会の実効性を確保するという方向に向けて、いろいろ学説でも、あるいは裁判例なんかでも争われてきていたところなんですねけれども、最近になりまして最高裁の方で判例が統けて出されまして、弁護士会照会の拒絶に對して不法行為に基づく損害賠償をするということは基本的にできないということ、それから、弁護士会照会に応ずる義務が照会先にあるということの確認を求める訴えについてもやはり認められないということが明らかにされたということがありますので、これまで使われてきた手段というのがなかなか実効性という面では不安が

・残るという状況にあります。

そんな中で、今回、法改正の作業の中で、第三者から裁判所が介在して情報取得するという仕組みが採用されるということを伺いました、非常に画期的などだと非常に歓迎をするものであります。

ます。
ただ、平成二十
護手続の利用に
たこともあります。
るということは
状況にあると。

五年になりますて、最高裁が人身保に歯止めを掛けるような判断を出しまして、現在ではそちらの手続を取はは例外的な場合になつて いるという

行方法として、執行裁判所が関与して、その上で執行官が現場に臨場するという、そういう仕組みが取られたということ。それから、間接強制なしに直接的な執行方法を取り得る余地が認められたということ。それから、執行に際して、債権者の出頭が必要的なものとなつたと。この三点といふ

くいかなければ代替執行をするというような形になつております。

現在の実務で使われている弁護士会照会の制度
自体に意義とか役割があるということ自体否定するものではありませんけれども、強制執行の準備段階というものを、実質的にそういう機能を有しているものを今まで民事執行の手続の外でやつていただということがありますので、それをきちんとと正面から執行法の中に入れるとことについては非常に意味のある改正だというふうに感じております。

で、家事事件手続を基本的に利用するというところになるんですけども、家事事件手続の場合は、子引き渡せという審判が出ましても、その場で子供を引き取つて帰れるということではありますんで、別途その審判を実現するための手続というのが必要になると。

その手続というのが民事執行の手続なんですねけれども、先ほどもお話ありましたように、現在の民事執行法の中には直接それを定めた手続がない

ふうに考えております。
第一の点、直接的な執行方法の仕組みが具体化されたということですけれども、執行裁判所の決定によって執行官が現場での行為を行うという仕組みが採用されたと。これは、現在のやり方、つまり動産の引渡しに準じて処理しているという現在のやり方の下では、執行の場面では裁判所といふのが出てきませんで、執行官が執行機関として手続を主宰するという形になつております。これ

の判断で方法を選択するというのはまずいのかなと。つまり、子の利益ということを考えないといけませんから、全くの自由というのではなく問題があると。

他方で、必ず間接強制を前置するというのも、やはり事案の性質が様々であることを考えますと、やはり硬直的に過ぎるのかなと。その意味で、今回改正法案で提案されております、原則は間接強制を置くんだけれども、例外的にそれがな

次に、子の引渡しの強制執行に関してですけれども、これも今回の改正の非常に重要な点かと思つております。

少し遡つてお話をしますと、かつて子供が親の間で言わば取り合いになるというケースに対しても、人身保護手続というものが盛んに利用されてきたことがあります。人身保護手続といいますのは、過去に由来するものでございませんが、日本では昭

ということになつております。かつては、そういった直接の規定がないということもありまして、強制執行をそもそもできないという考え方もありましたし、あるいは、できるとしてもせいぜい間接強制というやり方しか認めないというのが実務でも一般的だつたというふうに聞いております。

ふうに考えております。
第一の点、直接的な執行方法の仕組みが具体化されたということですけれども、執行裁判所の決定によって執行官が現場での行為を行うという仕組みが採用されたと。これは、現在のやり方、つまり動産の引渡しに準じて処理しているという現在のやり方の下では、執行の場面では裁判所というのが出てきませんで、執行官が執行機関として手続を主宰するという形になつております。これは、強制執行ができるかできないか、あるいはできるとして具体的にどういったことをするかといふ点について、当然法文上の手掛けりもありませんし、それから裁判所の命令というのもない中で、現場の執行官がその判断を全て担つているところで大変な負担であつたというふうに思ひます。

の判断で方法を選択するというのはまずいのかなと。つまり、子の利益ということを考えないといけませんから、全くの自由というのは少し問題があると。

他方で、必ず間接強制を前置するというのも、やはり事案の性質が様々であることを考えますと、やはり硬直的に過ぎるのかなと。その意味で、今回改正法案で提案されております、原則は間接強制を置くんだけれども、例外的にそれがなくとも直接的な手段に出ることができる場合を認めたという規律の定め方というものについては、手続に柔軟性を持たせるという意味で、子の利益というものを配慮するために必要な仕組みであろうと思つております。

それから、三つ目に挙げた点ですけれども、これもハーネス条約実施法との関係で大きな変更点と言えます。これは、ハーネス条約実施法では、親権者

人身保護手続の特徴としまして、これは保護請求が認められた場合の実効性が非常に高いというところに特徴があります。保護請求の審理の際には、現在の養育者である親、手続上の拘束者といふことになります。

たたか間接強制ということになりますと実効性の面で非常に心もとないということがありますので、次第に直接強制というものを認めてくる動きが出てまいりまして、現在では動産の引渡し執行に言わば借用するような形で、その手続の枠の中で、現場の執行官の方を中心にいろいろ工夫を重ねてこられたという状況にあるというふうに理解をしております。

第一の点、直接的な執行方法の仕組みが具体化されたということですけれども、執行裁判所の決定によって執行官が現場での行為を行うという仕組みが採用されたと。これは、現在のやり方、つまり動産の引渡しに準じて処理しているという現在のやり方の下では、執行の場面では裁判所というのが出てきませんで、執行官が執行機関として手続を主宰するという形になつております。これは、強制執行ができるかできないか、あるいはできるとして具体的にどういったことをするかという点について、当然法文上の手掛けもありませんし、それから裁判所の命令というのもない中で、現場の執行官がその判断を全て担つているということで大変な負担であったといふうに思いました。

その意味で、今回、執行裁判所の関与というのがきちんと定められたという点、それから執行官にどういった職務ができるかということが明確化された点については、非常に重要なものというふうに理解しております。この制度を生かすためには、今後、執行裁判所と執行官の連携について、あるいは執行官の人材育成等の面についても配慮をしていただければと思つております。

の判断で方法を選択するというのはまずいのかなと。つまり、子の利益ということを考えないといけませんから、全くの自由というのは少し問題があると。

他方で、必ず間接強制を前置するというのも、やはり事案の性質が様々であることを考えますと、やはり硬直的に過ぎるのかなと。その意味で、今回改正法案で提案されております、原則は間接強制を置くんだけれども、例外的にそれがなくとも直接的な手段に出ることができる場合を認めたという規律の定め方というものについては、手続に柔軟性を持たせるという意味で、子の利益というものを配慮するために必要な仕組みであろうと思つております。

それから、三つ目に挙げた点ですけれども、これもハーゲ条約実施法との関係で大きな変更点と言えるものと思いますけれども、債務者のいわゆる同時存在の原則というものが取られていない点が重要な点かと思います。ハーゲ条約実施法では、債務者と子供が一緒にいる場合しか執行官が権限行使できないとなつておきましたので、いろんな弊害があるということが指摘されておりました。元々、その同時存在を要求する理由として挙げられていましたのが、債務者が執行官の説得を

うことになりますけれども、その拘束者は必ず子供、被拘束者を裁判所に出頭させなければならぬいということになつておりますので、審理の結果請求が認められた場合、つまり現在は子と別居している親に子供の解放をさせるという判断が出来ると、事実上その裁判所に出頭している子供がそのまま請求者である親に引き渡され一緒に帰ることができるという形の運用をしていたので、非常に好んで用いられていたといふ経緯があり

で、家事事件手続を基本的に利用するということになるんですけれども、家事事件手続の場合には、子を引き渡せという審判が出ましても、その場で子供を引き取つて帰れるということではありますんで、別途その審判を実現するための手続というのが必要になると。

その手続というのが民事執行の手続なんですねけれども、先ほどもお話をありましたように、現在の民事執行法の中には直接それを定めた手続がないということになつております。かつては、そういった直接の規定がないということもありまして、強制執行をそもそもできないという考え方もありましたし、あるいは、できるとしてもせいぜいぜい間接強制というやり方しか認めないというのが実務でも一般的だつたというふうに聞いております。

ただ、間接強制ということになりますと、実効性の面で非常に心もとないということがありますので、次第に直接強制というものを認めてくる動きが出てまいりまして、現在では動産の引渡し執行に言わば借用するような形で、その手続の枠の中で、現場の執行官の方を中心いろいろと工夫を重ねてこられたという状況にあるというふうに理解をしております。

こういつた状況に対しては、既にもう実務家や研究者の間から直接の根拠規定を置くべきであるという主張は繰り返し述べられてきたところでありましたして、今回の改正でそういった条文が設けられる、そういう見通しが立つたということについては非常に意義のあることだと思っております。

その上で、具体的な手続に関して幾つか申し上げますと、今回の改正の中で重要な点として私が考えておりますところは、一つには、直接的な執

第一の点、直接的な執行方法の仕組みが具体化されたということですけれども、執行裁判所の決定によって執行官が現場での行為を行うという仕組みが採用されたと。これは、現在のやり方、つまり動産の引渡しに準じて処理しているという現在のやり方の下では、執行の場面では裁判所とうのが出でませんで、執行官が執行機関として手続を主宰するという形になつております。これは、強制執行ができるかできないか、あるいはできるとして具体的にどういったことをするかという点について、当然法文上の手掛かりもありませんし、それから裁判所の命令というものもない中で、現場の執行官がその判断を全て担つているということで大変な負担であつたというふうに思いました。

の判断で方法を選択するというのはまずいのかなと。つまり、子の利益ということを考えないといけませんから、全くの自由というのではなく問題があると。

他方で、必ず間接強制を前置するというのも、やはり事案の性質が様々であることを考えますと、やはり硬直的に過ぎるのかなと。その意味で、今回改正法案で提案されております、原則は間接強制を置くんだけれども、例外的にそれがなくとも直接的な手段に出ることができる場合を認めたという規律の定め方というものについては、手続に柔軟性を持たせるという意味で、子の利益というものを配慮するために必要な仕組みであろうと思つております。

それから、三つ目に挙げた点ですけれども、これらもハーケ条約実施法との関係で大きな変更点と言えるものと思いますけれども、債務者のいわゆる同時存在の原則というものが取られていない点が重要な点かと思います。ハーケ条約実施法では、債務者と子供が一緒にいる場合しか執行官が権限行使できないとなつておりましたので、いろんな弊害があるということが指摘されておりました。元々、その同時存在を要求する理由として挙げられていましたのが、債務者が執行官の説得を受けて自発的に履行する機会を確保するとか、あるいは債務者がいないところで執行すると子供が恐怖あるいは混乱を感じると、それを防止するためには存在を要求するというような説明がされておりました。

ただ、後者の点、つまり子供が混乱するという点については、債務者が立ち会うという手段でなくともそれを回避することは可能であろうと。つまり、債権者を立ち会わせるということによつて

法の定めるように、債務者の存在ではなくむしろ債権者の出頭を必要的なものとしたという点、これも従来の考え方とは規律が変わっていますけれども、これ自体不合理なものではないというふうに理解をしております。

それから、子の引渡しの強制執行については、今回条文が設けられましたけれども、事案の性質上、画一的な手続規律にはなじまないという側面もやはりあるかと思います。その意味で、今回、百七十六条として、執行機関において強制執行が子の心身に有害な影響を及ぼさないように配慮すべきであるという規定を設けていると、この点も非常に重要なところでありますと考えております。

実務において、この条文の趣旨をよく酌んで、これに沿うような運用がなされることを期待しておりますとともに、研究者の側としても、引き続き、どういった手続であれば子の引渡しあるいは子の福祉というのを実現するために望ましいのかということについて引き続き検討してまいりたいと思っております。

最後にもう一点だけ、今回の改正とは直接関係のないところなんですが、子の引渡しの問題と並んで同じよう重要な問題として、面会交流の問題があります。

この点、従来、子の引渡しというと、あたかも今生の別れのようなイメージを持つ債務者も少なくなくて、それが執行の場面での非常に強い抵抗を生んでいたというふうに思っております。ただ、本来ならば、子を相手方の親に引き渡したとしても、その後、子供とその関係が絶たれるわけではなくて、面会交流を通じて成長を見守るというすることはできるわけですので、その面会交流の確実な実施ということが保証されれば、翻つてその引渡しの円滑化ということにも資すると思いますので、そちらの面に関しましても引き続き御検討いただければ幸いに存じます。

私からの意見は以上になります。御清聴ありがとうございました。

○委員長(横山信一君) ありがとうございます。伊藤参考人にお願いいたします。伊藤参考人(伊藤由紀夫君) 非行克服支援センター相談員の伊藤です。このような機会をくださり、心から感謝申し上げます。

私は、昭和五十五年に家庭裁判所に奉職し、昨年、平成三十年三月に定年退職後の臨時の任用職員を退職するまで三十八年間、家庭裁判所の調査官として働いてきた者です。その後、非行少年やその家族の立ち直りを支援するNPOで活動をしております。また、被害者と司法を考える会の運営委員として、犯罪被害者の方への支援などにも関わらせていただいています。

家庭裁判所調査官、家裁調査官といいますが、としては、家庭裁判所における様々な少年事件や家事事件について、裁判官、時に裁判官を含む調停委員会の命令を受け、多くの少年審判や家事審判、家事調停の中で調査活動を行つてまいりました。

ただ、私は、地方裁判所における強制執行などの実務に直接関わった経験はありません。ただ、強制執行の前段階となる家庭裁判所の事件、すなわち離婚事件、あとは様々ありますけれど、特に子の監護に関する事件といったところ、又は虐待に関する児童福祉法二十八条や三十三条に関わる親権停止などの事件、そうしたものについての実務経験は積んでまいりました。ただ、学者、研究者というわけではなくて、一介の裁判所職員だつたにすぎません。この民事執行法の改正に関するこのような国会の場にふさわしいのか、内心とても苦しい思いで現在います。ただ、そうした実務経験からの立場からの意見として御理解をいただければと思つております。

私の話を焦点化するために、家事事件における養育費の事件と子の引渡しの事件、この二つに絞つて御報告したいと思います。

まず養育費の事件ですが、離婚事件、家庭裁判

所では夫婦関係調整と呼ぶことが多いです、夫婦関係調整事件の中でも決まります。が、この事件とは別に養育費事件として申し立てられることがあります。多くは、調停の中で当事者双方から経済的な資料を提出していただき、算定表、これは最高裁のホームページにも載っていますが、それに基づいて大枠の養育費が算定され、それぞれの家庭事情において加算若しくは減算が話し合われて、調停の合意に至ります。

ただ、家裁調査官としては、そうした調停に立ち会っているわけですから、解決困難な事例、例えば財産分与や慰謝料等について対立、非難応酬が激しく、それに伴って養育費の合意も進展しないといった場合には、事件に応じて問題を切り分けつつ、婚姻関係の破綻の経過や離婚原因、子供の実情、経済事情の背景なども調査する活動を行います。時に家庭訪問なども必要となります。私が一番に考えるのは、問題が発生している中で、一番の弱者である子供の権利ができるだけ守られているかどうかにあります。調停での話し合いでは合意できない場合、養育費については裁判官の審判によつて決定されることになります。

こうして決められた養育費ですが、調停や審判の後、それが支払われないということが起ります。こうした場合に家庭裁判所でなされるのが、履行勧告という事件です。

履行勧告事件は、家庭裁判所の調停で決まつた調停条項、審判で決まつた決定条項について、その義務者、家裁では義務者と呼びますが、民事執行法は債務者ということになるんだと思いますが、に履行を求めるものです。具体的には、養育費の支払が決まっていなかったのに支払わない場合、権利者からの申出により、養育費の支払を確實に履行してもらうよう義務者に勧告をする手続で、これも家庭裁判所調査官の調査活動の一つです。紛争後の修復手当てといいましょうか、家庭裁判所のアフターケアというべき活動で、ただ、事件数としては少なくないものがあります。

具体的には、義務者に履行勧告書を送付し、その回答を待ち、支払わなくなつた、支払えない事情等を確認し、なおできる限りの養育費の支払の履行を求めるといったことになります。電話で接触するということが多いと思います。離婚紛争に伴う感情的な遺恨や怨念といったようなもの、それを乗り越えて、子供の成長、発達のための養育費の支払ということを説得し、対応を助言することもしばしばあります。そして、義務者の回答内容を権利者に伝え、当面の理解を促すことになります。当面、少し減額した状態でしか支払えないというようなことに御理解をいただけるかどうかというようなことも確認していきます。それで御了解いただければ、じゃ、取りあえず今回の履行勧告は少し待つて、またしばらく様子を見ましょうというような形になることが多いと思います。

ただ、実情としては、義務者も経済的に困窮していることも少なくありません。しかし、全く回答書にも反応がない、返信してこないといった場合も少なくありません。そうした後、強制執行は最終的な手段であり、そうならないよう調査、調整活動を調査官としては行っているのですが、それでも支払わず、養育費の確保が必要となれば、権利者に強制執行手続について説明し、家庭裁判所としては事件を終了するということになります。

とはいっても、こういう説明をしながらでもありますけれども、権利者の方にとって離婚後の義務者の財産がどこにあるか特定することは相当に困難だなという、強制執行ができるない、進まないといった事態も考えられたところで、とてもやつぱり心苦しいというところが実務家としてはありました。

そこで、実務の現場としては、当事者の双方の方に再度養育費調停、養育費の減額調停といったことになりますが、を行いませんかといふうことなどを説明したり、促すようにしてもらいました。しかし、離婚紛争を経た当事者双方にとって再度養育費調停を行うこともまたできる限り懸念した

いということで、再調停が申し立てられることはありますけれども、多くはないというのが実情です。

こうした実情から考えて、今回の民事執行法の改正における債務者の財産の開示制度の実効性を上げる方策、特に第三者からの情報取得手続の創設は必須のものと考えます。子供の権利である養育費の履行確保の滞留、停滞といったものが解消、改善される方向に動くと考えられるからです。なお、義務者の様々な理由での経済的困窮もまた実情としてあることは事実であり、債務者の最低生活保障についての配慮も当然必要なのかなというふうに考えます。

次に、子の引渡事件ですが、多くの場合、その前提として離婚事件等の調停があり、それに伴う親権、監護権や養育費の調停、審判、面会交流に関する調停、審判などがなされた後、なお、非親権者の親が子供を手放さないといった場合に起きた事件ということが多いと思います。子供の年齢、成長発達段階にもよりますが、離婚紛争中、若しくは離婚後に親権者でない親が子供をいきなり奪取し、他方の親に会わせない、若しくは親権者に指定された親に引き渡さないというような緊急事態に対する解決を求めての場合、そういう場合に強制執行がなされるということも考えられます。いきなり奪取といった場合、その紛争性の高さとはいっても、法的解決を尊重、遵守しないといった行動自体が子供への虐待とも言えるような場合もあると思っています。

付け加えるなら、夫婦間の子供の数が少なくなったり、また、父親の育児参加が求められる中、この十年から十五年ほど、親権者、監護者の指定や面会交流など子の監護に関する事件の紛争性は高くなり、解決困難になつていてと言わざるを得ません。

そして、通常の場合、離婚等の調停、審判での解決においては、家庭裁判所の調停、審判の段階で、家裁の調査官は、子供の実情調査、親権者、監護者の適格性に関する調査、試行的面会交流等

を命じられ、当事者双方の主張を聞き、家庭訪問を行つて直接子供に面談し、場合によつては子供の祖父母の意見を聴取し、当事者の実家の動向が

実は鍵を握つているということも少なくありません。また、子供が在籍する学校等への照会や学校訪問なども行つて、それぞれの家庭事情や親子関係、子供の成長発達状況を調査し、調停や審判での早期問題解決を図ることになります。

その調査は、関係諸科学の知見に基づく客観的、科学的調査が求められます。その調査に伴つて、調査というだけではなく、問題解決に向けた調整活動や説得活動も不可欠になります。具体的には、父母の紛争下にあって、子供が不登校や引きこもりになつていたり、学校不適応を起こしているといったことも少なくありません。そうした子供への心理的な手当で、立ち直りを配慮しながら調査することもございます。

そうした調査活動の中で、親権者、監護者の適格性を判断し、非親権者と子供の面会交流が円滑に実施されるように、試行的に家庭裁判所内にある児童室といったところを使って面会交流を実施したり、当事者間での面会交流の実施に助言、指導を行つたりして、子供の不安や葛藤を可能な限り減らし、当事者双方の理解や情報交換の改善を向上させていくことになります。具体的に言うと、面会交流をいつやるかというようなことについて当事者双方がうまく連絡を取れないというようなこともたくさんありますので、そういうこととついていて円滑にできるようにといふことで助言をしていくといふことがございます。

父の精神的安定性を増すことが、子供の不安や葛藤を少なくする最大の鍵だと思います。より具体的に言えば、親権者、監護者になりたいと主張したり、一方、他方の親への面会交流を激しく拒否したり、一切の接触を遮断しているといった場合、さらに、子供を自分だけの支配下に置くように心

た親に対し、子供にとって面会交流が必要であり、大切であることを説明し、調整していくことが大きな課題となります。

そこで、今回の民事執行法の改正における子の引渡し及びハーゲン国際条約に基づく子の返還の強制執行に関する規定についての明文化、見直しは想定される事件だと思います。従来、子の引渡しの強制執行がなかったことが大きな問題であり、特に子の引渡しに関して、執行補助者の必要性などが明示されたことは子供の権利保護に資すると考えられるからです。父母の激しい対立、葛藤が続く中、子の引渡しという最終的な現場に直接立ち会い、子供の不安定な心情に寄り添つて助言できる法律的な素養と心理援助的な素養を兼備した専門家が必要であり、その人材確保が重要なことがあります。

家裁調査官の実務経験からいふと、虐待事案でない限り、家事事件、少年事件を問わず、子供たちは可能な限り、どちらの親も大切で、どちらの親も愛したい、そういうふうに思つています。

家裁調査官の実務経験からいふと、虐待事案でない限り、家事事件、少年事件を問わず、子供たちは可能な限り、どちらの親も大切で、どちらの親も愛したい、そういうふうに思つていて、子供たちの言葉で意思表明は様々ですが、本当に苦しむ。だから、家庭、家族の機能がうまく働くはず、家庭内に紛争や葛藤が満ちていて中では子供たちはとても苦しいです。成長発達年齢に応じて、子供たちの言葉で意思表明は様々ですが、本当に苦しむ。様々な懸念の海の中で思つたことを言えなかつたり、時に逸脱行動や問題行動で内面を表現します。不幸なケースでは、それが少年非行に至ることもあります。

ですから、私は、個々の家庭機能がうまく働かない場合は、それに代わつて国や社会が一定の後見的機能を果たす必要があり、それが子供の権利、子供の成長発達権を保障することになると思つています。少年法の理念で言つては、いわゆる国親

思想、パレンス・パトリエであり、この国親思想は、家事事件の紛争下にある子供たちにも必要なものではないかと思います。

民事執行法の中では、養育費の問題も子の引渡しの問題も債権者と債務者の問題とならざるを得ないので、重ねて言うと、養育費は債権者の権利だけではなくて、子供の成長発達権を保障する子供の権利であり、子の引渡しについても、子供がより良い環境で成長発達できることを保障するための制度であるべきだと思っていました。子供の成長発達権の保障ということを基本に置いて法律が検討され、運用が構築されることを願っています。

以上でございます。清聴ありがとうございました。これより参考人に対する質疑を行います。

○委員長(横山信一君) ありがとうございます。

以上で参考人の意見陳述は終わりました。

○元榮太一郎君 自由民主党の元榮太一郎でございます。

今日は、三人の参考人の先生方、貴重な御意見をお聞かせいただきましてありがとうございます。

まず、松下参考人に伺つておきますが、今回の法律案で、債務者以外の第三者からの情報取得手続が新設をされたということで、金融機関からは預貯金や株式、そして登記所からは不動産、さらには市町村や日本年金機構などからは勤務先といふことで情報を得ることができます。その中で、この勤務先に関する情報については、養育費などの債権と、そして生命、身体の侵害による損害賠償請求権に限定されているということになります。

この強制執行の実効性を担保するために、給与債権の差押えの実効性というの向上させることで、この勤務先に関する情報については、養育費などの債権と、そして生命、身体の侵害による損害賠償請求権に限定されているということになります。

の中にその面会交流に関して手続を設けるという要請がなかつたこともありまして、その具体的な手続設けられないまま今来てしまつてゐる。

子の引渡しといふのは一回的な行為ですので、直接的な手段、使いやすいということありますけれども、面会交流つて繰り返してやられるものでないので、そこに毎回直接的な手段で、例えば子の引渡しのようなことを毎回やるというのは非常に現実的ではないかなという気がしておりますので、現状では今おつしやつていただきた間接強制という形になると。ただ、間接強制の場合、じや、現実にそれを執行してしまうと、子供の生活の原資が減るということにもなりますので、なかなか実際に機能しているかと言わると難しいところではあります。

ただ、今おつしやつていただきたように、効果的な方法を提案してくれということについては、私の方では今すぐにこれということは申し上げられないんですけども、研究者の側としても、今後引き続き検討していくかと思っております。

○元榮太一郎君 それでは、同じ点について、松下参考人、何か良いアイデアはありますでしょうか。

○参考人(松下淳一君) 面会交流というのは、本人が自発的にやらないとなかなか実効的にできな接強制以外の手段といふのは、済みません、私も今思ひ付くものはございません。

ただ、今、今津参考人がおつしやつたように、間接強制金の額を運用で適切なレベルに設定し、子供の生活を脅かさないようにしながら、しかし債務者の心理を強制できるような運用をすると、そういう運用の中より実効性を上げていくといふことぐらいかなと思います。

以上です。

○元榮太一郎君 ありがとうございます。以上で終わります。

○小川敏夫君 立憲民主党の小川敏夫でございます。

我が国の法制上、債務を履行しないことは犯罪じやないんで、幾ら債務を履行できる力があつても履行しない、意図的に履行しないといったって犯罪じやないわけであります。

松下参考人にお尋ねいたしますけれども、今の手続に協力しないと懲役六月といふ犯罪に處せられる、あつ、刑罰に処せられると。債務を履行しないことが犯罪じやないのに、債務の履行に向けたそうした準備行為といいますか、そういうことに応じないことが犯罪になるというのは、どうも私、腑に落ちないんですけれども、ここら辺のところはいかがでございましょうか。

○参考人(松下淳一君) 債務の履行自体は民事の問題です、その不履行が直接に犯罪になるものではないという整理はされていいると思います。

他方、今般の財産に関する情報の取得の場面で見ますと、もう債務名義ができるいて強制執行で起きる状態にあるのにそれに協力しないと、裁判所から開示を命ぜられて、不出頭だつたり虚偽の陳述をするといふのは、これはある種の執行妨害でござりますので、これは犯罪とするのになじむのではないかというふうに考えております。

○小川敏夫君 債務の履行に協力しないと言つて、債務を履行しないこと自体が犯罪じやないのに、その協力しないことを犯罪とするというのがなかなか私は腑に落ちないんですけども、まあ同じ議論してもしようがありませんから。

それで、一つお話しとして、執行文、裁判所の判断を受けた判決に従わないところは中心とし、議論されておるんですけども、ただ、裁判所の判断を得ない公正証書、それから仮執行、まだ判決が覆るかもしれない仮執行という段階でも執行文がありますので、こうした財産開示なり情報の協力ができるという仕組みになつています。

これで、どうも、特に公正証書などの場合は全く裁判所が関与していないわけですから、司法の下した判断に従わないという論理だけでは足らないかと思うんですが、これはいかがでしようか。

松下参考人にお尋ねいたしましたけれども、今の手続に協力しないと懲役六月といふ犯罪に處せられる、あつ、刑罰に処せられると。債務を履行しないことが犯罪じやないのに、債務の履行に向けたそうした準備行為といいますか、そういうことに応じないことが犯罪になるというのは、どうも私、腑に落ちないんですけれども、ここら辺のところはいかがでございましょうか。

○参考人(松下淳一君) 確かに、執行証書というものは債務名義の中で唯一裁判所を経ないものでございます。しかし、公証人の関与があるということで債務が確実に存在するという点では確定判決に資するものだということで、現行法では執行力が与えられているわけです。平成十五年の財産開示制度を創設するときには、執行証書に基づく強制執行を準備するためには財産開示が使えないかつたのですが、これは既判力がなくて後で覆滅されるおそれがあるということから、小さく産んだという表現を先ほど使いましたけど、財産開示の基礎には使えないということにしたわけですが、その後、貸金業法の改正等があり、執行証書の運用も適切になつたということもあり、また、理論的に考えれば、執行証書であれ確定判決であれ、強制執行できることには余り変わりはございませんので、今回、その差を取り払つたということだと思います。

○小川敏夫君 ななかか渋然としないところもあるんですねけれども。

松下参考人は、これまでの制度が取りあえず入ってきて、しかし濫用ということが余りなかつたので今回少し強化したというようなお話をいただきましたが、私なりに見ますと、そもそもこれまでの制度は実効性がないから濫用に至るまでの心配がなかつたというふうにも思うんですが、今度は懲役六月という、出頭しないだけでも懲役六月に処せられるという大変に飛躍的に重い犯罪行為にするということで、今までの仕組みで濫用がなかつたというだけで説明が付くのかなどいうふうに私は思うわけであります。

○参考人(松下淳一君) 不出頭なり虚偽陳述を何に似せて考えるかということかと思います。改正前というか、現行法は、例えば民事訴訟の当事者尋問における虚偽陳述なんかと並びで考えていましたが、実効性がそれでは足りないという指摘があり、特に三十万円を払えばそをつける、あるいは出ていかなくないんだつたら誰が出ていくかというような、それ自体が非常に真つ当な指摘があり、今般の自由刑を含む刑罰になつたと思います。

刑罰の重さといふのはほかの犯罪類型とのバランスで決まる問題でござりますので、何と似ているからこうだ、こうしたんだということはちょっと今すぐには申し上げられないのですけれども、私自身は、財産開示制度の実効性を確保する上で適切な立法がされたというふうに考えております。

○小川敏夫君 今回、第三者に対する情報提供という制度が新設されました。預金、不動産、有価証券、それから給料というものがその管理者なりに情報提供を求めるべきであるという制度ができますから、もうそれで十分であつて、刑罰をもつて債務者に財産を説明しろとまで強制するわけですから、もうそれで十分であつて、刑罰が必要があるのかなと、こういうふうにも思うんですが、これはいかがでしようか。

○参考人(松下淳一君) 債務者からの情報取得とそれから第三者からの情報取得というのは、あれかこかという問題ではないというふうに考えております。したがつて、両方の制度を設けておき、債務者から情報を取得する方が簡便になると考へれば財産開示を使えばよろしいでしようし、しかし、それとは別に第三者からの情報取得の道

この懲役六月というのは、もうこれまで過ち料の過料だけでした。ですから、今度は刑事罰を創設するということになるわけで、私は重過ぎるんじゃないかと思うんですが、あるいは厳し過ぎるんじゃないかと思うんですが、この点はいかがでしようか。

○参考人(松下淳一君) 不出頭なり虚偽陳述を何に似せて考えるかということかと思います。改正前というか、現行法は、例えば民事訴訟の当事者尋問における虚偽陳述なんかと並びで考えていましたが、実効性がそれでは足りないという指摘があり、特に三十万円を払えばそをつける、あるいは出ていかなくないんだつたら誰が出ていくかというような、それ自体が非常に真つ当な指摘があり、今般の自由刑を含む刑罰になつたと思います。

刑罰の重さといふのはほかの犯罪類型とのバランスで決まる問題でござりますので、何と似ているからこうだ、こうしたんだということはちょっと今すぐには申し上げられないのですけれども、私自身は、財産開示制度の実効性を確保する上で適切な立法がされたというふうに考えております。

○参考人(松下淳一君) 不出頭なり虚偽陳述を何に似せて考えるかということかと思います。改正前というか、現行法は、例えば民事訴訟の当事者尋問における虚偽陳述なんかと並びで考えていましたが、実効性がそれでは足りないという指摘があり、特に三十万円を払えばそをつける、あるいは出ていかなくないんだつたら誰が出ていくかというような、それ自体が非常に真つ当な指摘があり、今般の自由刑を含む刑罰になつたと思います。

刑罰の重さといふのはほかの犯罪類型とのバランスで決まる問題でござりますので、何と似ているからこうだ、こうしたんだということはちょっと今すぐには申し上げられないのですけれども、私自身は、財産開示制度の実効性を確保する上で適切な立法がされたというふうに考えております。

○小川敏夫君 今回、第三者に対する情報提供という制度が新設されました。預金、不動産、有価証券、それから給料というものがその管理者なりに情報提供を求めるべきであるという制度ができますから、もうそれで十分であつて、刑罰をもつて債務者に財産を説明しろとまで強制するわけですから、もうそれで十分であつて、刑罰が必要があるのかなと、こういうふうにも思うんですが、これはいかがでしようか。

○参考人(松下淳一君) 債務者からの情報取得とそれから第三者からの情報取得というのは、あれかこかという問題ではないというふうに考えております。したがつて、両方の制度を設けておき、債務者から情報を取得する方が簡便になると考へれば財産開示を使えばよろしいでしようし、しかし、それとは別に第三者からの情報取得の道

はつくつておくというのは執行制度の実効性を確保する上では適切な立て付けであると考えております。

○小川敏夫君 この第三者からの情報提供では得られないで執行の目的となる財産と考へると、手持ちの現金だと何か有価証券などの動産類とか、そういうものが浮かぶんですが、こういうものはすぐ移動できちゃうから、財産開示で持つていても、としゃべつたって、どこに持つていてるんだと、自宅に持つていてるといつても、帰ったその日に場所をどこか移しちゃえばもう執行ができないわけですかね。

者から情報をもらえる。もう画期的なこの強制執行ということを考えたときに、非常に画期的に有効な手段が新たに設けられたのだから、債務者に財産を全部公にしると、刑罰をもつて公にしるという制度まで要らなかつたんではないのかなど私は思うわけでありますけれども、意見が違いますので、お考えは結構でござります。

なかつた場合、出頭しなかつた場合、それからうそついた場合には懲役六月の刑罰が科せられる
と、こうなつたわけですけれども、一方で、この債務者の方は完全にプライバシーに関する情報を債権者に知られてしまつた。その情報が債権者の

これは、この法律上それは漏らしてはいけないと、他の目的に利用してはならないし、提供してはならないという規定になつておるんですけども、しかし、それに従わないで情報を漏らしちやつた場合の罰が、こちらは過料のままなんですね。そうすると釣合いが取れないんじゃないかと。債権者の方にこういう債務者に刑罰を科すという強力な権限を与えて、そして債務者の個人情報を全部、財産に関する情報を全部取得すると。

それについて、債務者の情報もしつかり守つてあげなければいけないと思うんだけれども、それを守らなかつた債権者に対するその制裁が過料だけでは済むというのは、私はバランスが悪いと思うんですね。ここはいかがでしょうか。

○参考人(松下淳一君) 確かに御指摘のような考え方方も十分なり立つものと考えます。しかし、債務名義があつて財産を開示せよと言われて、そもそも出てこない、あるいはそをつくというのと、それから取つた情報をどういう対応か知りませんが、目的外で使うというのは、やはりこれ同じというか、軽重はおのずからあるのではないかと考えます。

したがつて、三十万円の過料というのが適切な立法かと言わると、確かにそういう考え方あるうかと思いますが、それが不適切なほど均衡を失しているとまでは私は考えておりません。

以上です。

○小川敏夫君 個人情報、これどういう財産持つているかというのを守られるべき個人情報の非常に重要なものだと思うんですね。それを全部明らかにしなくてはいけない、刑罰をもつて、明らかにしなければ刑罰に科せられるというまでの義務を課しておきながら、一方、それを守るという分野の配慮が足らないのではないかなど私は思いました。これはもう説明いたしましたので結構で

じや、もう一つだけ。今度は別の点でありますけれども、競売からの暴力団員の排除。私の理解だと、これは効果ないんじゃないのかと。つまり、暴力団員は買えないよ、人に頼んでも駄目だよ、それから暴力団員が役員の会社は駄目だよ。

で、私考えまして、じゃ、私、競売代金の五千万ぐらい用意して新しい会社をつくりて、その会社には別にただの素人を社長にして、その会社に人を入れさせれば、その会社は暴力団員じゃないし、暴力団員が役員じゃないし、それから、会社自身のお金で買つてあるから出資した暴力団員の計算でもないと。ですから、どれにも当たらない

○参考人(松下淳一君) 確かに御指摘のような考え方方も十分成り立つものと考えます。しかし、債務名義があつて財産を開示せよと言われて、そもそも出てこない、あるいはうそをつくというのと、それから取った情報をどういう対応か知りませんが目的外で使うというのは、やはりこれ同じじというか、軽重はおのずからあるのではないかと考えます。

したがつて、三十万円の過料というのが適切な立法かと言わると、確かにそういう考え方あるうかと思いますが、それが不適切なほど均衡を失しているとまでは私は考えておりません。
以上です。

ているかというのを守らるべき個人情報の非常に重要なものだと思うんですね。それを全部明らかにしなくてはいけない、刑罰をもつて、明らかにしなければ刑罰に科せられるというまでの義務を課しておきながら、一方、それを守るという分野の配慮が足らないのではないかなと私は思いました。これはもう説明いただきましたので結構です。

けれども、競売からの暴力団員の排除。私の理解だと、これは効果ないんじゃないとか。つまり、暴力団員は買えないよ、人に頼んでも駄目だよ、それから暴力団員が役員の会社は駄目だよ。

で、私考えまして、じゃ、私、競売代金の五千万ぐらい用意して新しい会社をつくって、その会社には別にただの素人を社長にして、その会社に札を入れさせれば、その会社は暴力団員じゃないし、暴力団員が役員じゃないし、それから、会社計算でもないと。ですから、どれにも当たらない

んで排除できない。排除できないという道が残つていれば、みんなそれやるに決まつてゐるんだから、結局、今回の規制は効果がないまま、言葉は悪いけど、ざる法で終わつちやうんじやないかというふうに心配しているんです。
この支配株主というものを排除の中に取り込みなかつたということによつて、私は漏れがある、効果がないために裁判所に余計な事務を負担を課しているんぢやないかと私は思つたんですが、いかがでしようか。

○参考人(松下淳一君) 今のようななケースというのは、自己の計算において最高価買受申出人に買受けの申出をさせた者が暴力団員等である場合に当たる場合があるというふうに考えております。
確かに、支配株主というような書き方は条文にはなつてないのですが、この自己の計算においてといふのは既に民事効で使われてゐる表現であります。つまりて、既に解釈、運用が定着してゐるものでござりますので、それを使って表現したといふうに私は理解しております。

以上です。

○小川敏夫君 そうかな。でも、自己の計算といふのは、あくまでもその收支の計算が自己でしょうけれども、その人が出資して新たにできた法人は、これはまた別個の法人格がありますから、明らかにこの懷が違いますので、そういうふうには考えられないのではないかというふうにも思ひます。そういう抜け道があれば、結局ざる法になつてしまふのではないのかなと。

ですから、そうした点も様子を、運用状況を、法の執行状況を、仮に成立した後いろんな面で様々な検討はする必要があるのかなと意見を述べさせていただいて、時間ですので、私は終わります。

○櫻井充君 国民民主党・新緑風会の櫻井充です。
三人の先生方から貴重な御意見をいただきまして、本当にありがとうございました。
私は心療内科医として、今でも不登校と引きこ

いうふうに心配しているんですが。この支配株主というものを排除の中に取り込まなかつたということによって、私は漏れがある、効果がないために裁判所に余計な事務を負担を課しているんじゃないかと私は思つたんですが、いかがでしようか。

○参考人(松下淳一君) 今のようなケースというのは、自己の計算において最高価買受申出人に買受けの申出をさせた者が暴力団員等である場合に当たる場合があるというふうに考えております。確かに、支配株主というような書き方は条文にはなつてないのですが、この自己の計算においてというのは既に民事効で使われている表現であります。既に解釈、運用が定着しているものでござりますので、それを使って表現したというふ

うに私は理解しております。
以上です。

てしまうのではないのかなと。
ですから、そうした点も様子を、運用状況を、
法の執行状況を、仮に成立した後いろんな面で
様々な検討はする必要があるのかなと意見を述べ
させていただいて、時間ですので、私は終わりま
す。

もりと拒食症の患者さんを診療しています。特に、こういうふうになる人たちって、大概家族の仲が悪くて、この間も離婚寸前だった方がいらっしゃいましたが、いろいろカウンセリングを行つて離婚の危機を乗り越えることもできたりして、先ほど伊藤参考人からいろいろお話をありましたが、多分、事前でやるべきことというのはそういうことなんじやないかなと、そう思いますし、それから、探偵会社の方で非常に面白いことをやられているのは、カウンセリングをやっているんですけど、探偵会社に来て依頼して、離婚したいなどいう人が八割なんだそうなんですよ。ですから、離婚するために証拠の写真を撮ると、いうこと以上に、何というんでしようか、別れないでほしいからそういうことを突き付けてといふ人たちが随分いるみたいであつて、その前の段階でどういう努力をするのかということがすごく大事なことだと思っているんです。

やはり、先ほどから話になつていますが、気の毒なのは子供です。子供の権利が守られるべきだと思つていて、まず最初に、その離婚した場合の子供の権利というのは、普通、離婚する前の親に育てられている子供とどういう違う権利が発生するものなんでしょうか。松下参考人にお伺いさせていただきたいと思うんですが。

○参考人(松下淳一君) 扶養をする義務が親権者にあるのは、これはもうずっと一貫、離婚の前後を問わないと思うんですけども、扶養料等の請求権が発生するということは違つてくるかと思ひます。同じ家庭の中であれば権利を観念する必要がございませんのでということです。

○櫻井充君 以上です。

○櫻井充君 そうすると、この権利を本当に子供は行使できるんでしょうか。

○参考人(松下淳一君) もちろん、子供自身が権利行使するということは期待できないことですので、親権を持ついる人間がその行使をするといふことにならうかと思います。

○櫻井充君 この権利がなかなか行使できないか

らこそ、今、養育費などを受け取ることができないという話になっています。

先ほどお話をされたのは、養育費というの子供の権利であると。その結果、何が起っているかというと、子供の貧困率でいうと、一人親家庭は五〇%に達していると。これを解決してあげない限り、やはり子供が不幸だと思うんですね。何らかの、こういうような政策をつくつていったらこの貧困率を解消できるという、そういう案があれば教えていただきたいと思います。

○参考人(松下淳一君) 今御指摘の問題は非常に大きい問題でございまして、何か一つ特効策があるものではないというふうに考えております。民事執行の世界に限定していくと、扶養料等の請求権をほかの一般の金銭債権と比べて手厚く保護をすると、差押えしやすくするとか、もろもろの改正がされておりまして、全体の対策の中では部分的なものかと思いますが、そういうことを含めまして検討を続けていくことが必要であると考えております。

○櫻井充君 今回の議論ではそういう議論というのはなされたんでしようか。それからもう一つは、先ほどの債権の取立てのところが変わってくることによって、養育費を受け取れるということが更に増えていく、可能になっていくものなんでしょうか。

○参考人(松下淳一君) もちろん、法制審の部会では、扶養料等の請求権の保護を更に拡充すべきであると。特に、第三者からの情報の取得の場面で、扶養料等の請求権というのは、給与を引き当てにするという、類型的に給与を引き当てるに至る損害賠償請求権と並んで、債務者の給与債権に係る情報の取得に関して、生命、身体の侵害による損害賠償請求権は、部会の中ではほぼ一致した意見であったと承知しております。以上です。

○櫻井充君 今後ですが、これからまた議論されてしまうか。

○参考人(松下淳一君) 扶養料等の請求権の保護については、まだ立法論としては考へる余地がないいろいろあるかと思いますので、それは諸外国の例を参考にしながら検討を続けていくことが必要であるというふうに考えております。

○櫻井充君 ありがとうございました。

じや、次に、今津参考人にお伺いしたいと思いますが、今と全く同様でして、子供の権利というのには、子供がその権利をちゃんと行使できるためにはどのような方法を取つていいたらいいのでしょうか。

○参考人(今津綾子君) 子供の権利行使の在り方という点につきましては、先ほど松下参考人からもありましたように、子供自身で何かさせるといふのは難しいので、通常は代理人を立てるなりしてやるわけですから、例えば家事事件手続の中では、最近の改正で子供の手続代理人というようなものが設けられるなどして一定の配慮は現状されているかとは思います。

ただ、養育費の点に先ほど来触れておられますけれども、養育費の場面で、じや、子供が直接例えれば強制執行の当事者となつて何かするというようないふつた形で実現させていくかというところの問題かと思います。

○参考人(今津綾子君) 現状でも、権利自体は恐らく子供のもの、子供の扶養請求権という観念自体はあるかと思います。その行使の仕方が問題になるわけでして、そのサポートといいますか、どういった形で実現させていくかというところの問題かと思います。

○参考人(今津綾子君) いや、先ほど今津参考人は、離婚したときに決まるものだと、後からではないというような趣旨の今発言がありました。であったとしても、それを一文入れるかどうかというのではなくて、後からでも請求ができるものであれば、別に大人になつてから、成人になつてから、私は。ですから、そういう意味合いで、ちょっと改めてですが、それは先ほどの発言とは若干趣旨が違うと思いますが、どちらでしようから。

るんでしょうか。

○参考人(今津綾子君) そうですね、おっしゃるように、十八という区切りがあれか分かりませんけれども、一定の年齢になれば子供自身でとすることも可能かと思いますけれども、養育費の定めについては、元々夫婦が離婚するときに必ずしもきちんと定められない、あるいは債務名義を作ることここまで行つていいというようなことが現状割と多いと。

日本の場合は、裁判所を介さなくても離婚自体はできてしまうと、養育費の定めについても、定めるのが望ましいことは望ましいですけれども、なくもできてしまうと。で、結局、そのまま放置されてしまうということがありますので、まず、その離婚の段階できちんと養育費に関する定めをするというところから始めるべきなのかなという気はしております。

○参考人(今津綾子君) そうすると、ある一定年齢に達した際に、子供の意見、子供がその養育費などの請求権を持つことができると、そういう一文を入れればこれは可能になるということでしょうか。

○参考人(今津綾子君) 現状でも、権利自体は恐らく子供のもの、子供の扶養請求権という観念自体はあるかと思います。その行使の仕方が問題になるわけでして、そのサポートといいますか、どういった形で実現させていくかというところの問題かと思います。

○参考人(今津綾子君) いや、実は今、大学生にても専門学校にても、半数の方が借金を背負つているわけですよ、奨学生という。社会に出てから本当に苦労しているの

は、そういうハンディキャップを背負つて社会に出るようなことをいかに避けさせるかということがすごく大事なことなんじゃないかなと思ったのです。それで、伊藤参考人、本当にすばらしいお話を少しうかせていただきたいと思います。現場のお話少しうかせていただきたいと思います。

○参考人(今津綾子君) 上でどう判断されるんでしようか。つまり、親側の主張で子供はどうやらが養育する、どちらに親権が移るみたいなことを決めているのか、子供さんの聞き取りが十分行われていて、子供さんの意向に沿つてその親権が決められているのか、その点

○参考人(今津綾子君) 済みません、先ほど取決めの話をしたのは、子供が幼いときに離婚したよう状況だと、子供自身がその交渉をするということはありませんので、親が取り決める。

ただ、権利、扶養請求権自体は子供のもので、その行使主体は当然子供だということになりますので、子供自身がそれを行使する、行使ができる、可能な状況にあれば、当然子供自身が行使することは可能だと思います。

○参考人(今津綾子君) 密に幾つというところで決まるのではなくて、扶養の必要があればといふことで決まるのではありませんけれども、例えは親御さんが大学まで出ていれば大学の費用は払つてもらうよ

うことですけれども、通常、その家庭のそれぞれの状況にもよりますけれども、具体的にその数字でどいうことではないかと思います。

○参考人(今津綾子君) いや、こんなしつこく聞いているのでもありますし、そこは事案によってどいうことになるかと思いますけれども、具体的にその数字でどいうことではないかと思います。

○参考人(今津綾子君) いや、こんなしつこく聞いているのは、実は今、大学生にても専門学校にても、半数の方が借金を背負つているわけですよ、奨学生という。社会に出てから本当に苦労しているので、そういうハンディキャップを背負つて社会に出るようなことをいかに避けさせるかということがすごく大事なことなんじゃないかなと思ったのです。それで、伊藤参考人、本当にすばらしいお話を少しうかせていただきたいと思います。現場のお話少しうかせていただきたいと思います。

○参考人(今津綾子君) あと、伊藤参考人、本当にすばらしいお話を少しうかせていただきたいと思います。現場のお話少しうかせていただきたいと思います。

な主眼としてあつたということによろしいですか。

○参考人(松下淳一君) おっしゃるとおりです。

やはり、今、先ほど伊藤参考人からも御説明がありましたけど、子供がどちらの親を選ぶのかと

子供に迫るというのは、子にとつては非常に大きなストレスのものになると思います。そういう意味で、同時存在の原則を外したというの子供の目線から適切な改正の提案であると考えております。

○伊藤孝江君 次に、今津参考人にお伺いをさせていただければと思つております。今津参考人の資料ども読ませていただき、また、先ほどのお話を含めて、実際の紛争が始まつて、子供の関係の紛争が始渡しであれば引渡しが完了するところまで、そこまで一連の流れの中で家庭裁判所が関わるという方がいいのではないかという趣旨も含めた御提言というか、いただいているところがあるかと思うんですけれども、実際にその紛争解決のところを担当していた家庭裁判所が、今の現状の中では制度としては執行に関しては地方裁判所が実際に例えれば担当すると。

その中で、今津参考人が想定されている、家庭裁判所が関わつてもらつた方がいいんだけれどもそれが無理なのであればという前提の中で、どういうふうな代替手段というか、こういう形のフォローをしっかりと執行官あるいは執行裁判所にしてもらつたらいんじやないかというところで御意見いただければと思います。

○参考人(今津綾子君) 従来の実務では物の引渡しと同様に扱つておりましたので、執行機関が執行官と。執行官というのは家庭裁判所とは切り離された地方裁判所に属するという扱いでしたので、審判は家庭裁判所でやる、執行は地方裁判所の下にある執行官がやるという形でしたので、そこに断絶があるのでないかという問題意識は持つっていました。ただ、今回の改正で、執行裁判所の決定が入ると。その執行裁判所というのは家

庭裁判所になるということかと思いますので、從来のやり方に比べますと連続性という意味では確保されているのかなという気はしております。

ただ、実際にその運用上、実際にその審判をした裁判体がそのままなるという保証はありませんので、その辺りでどこまでその審判の成果をそのまま引き継げるかというの非常に重要な問題で、例えば時間的に接近したときに執行を掛けるような運用にしていくとか、あるいは、先ほど来ていましたけど、執行官の人材育成というかそういう問題、あるいは執行官以外の専門家に入つていただくというような形で、一連の流れとしてそ

ういったスマーズにくくような形で運用していくれば望ましいのかなと思つております。

○伊藤孝江君 今、一つの支援というかサポートと、いう趣旨でということだと思うんですが、執行官以外の専門家の援助という言葉もあつたかと思うんですけれども、具体的にはどういうようなサポートを、どういうような専門家を想定されているんでしようか。

○参考人(今津綾子君) 実際、今どういう仕事を就いている人というのは難しいんですけども、従来の議論だと、例えば家庭裁判所の調査官に、審判を担当した調査官から情報を得て、場合によつては立ち会つてもらつてはどうかというような話も出たことはあつたようなんですが、ただ、管轄の違いとかありますて、調査官がそこに臨場してというのはなかなか難しいと。

そうであれば、執行官自身の育成と、いうのも一手ではあるかと思うんですけれども、ただ、先ほどおっしゃつていただいたように、件数が少ない。仮に専門教育して人材育成しても、そのコストに見合うだけのものが提供できるかというと、なかなか難しいと。しかも、執行官、手数料制のではないという面になりますと、なかなか現実的ではありません。伊藤参考人の方からも少しお話をありましたけれども、子供の引渡しの強制執行に当たつては、その執行官に対するサポートであつたり、

心理士の方とか定期的にカウンセリングに来ていただいたりもしているんですねけれども、そういうのが一つの在り方として考えられるのではないかという示唆をいたいたかと思うんですけれども、実際には管轄の違いなどでできないたれども、実際には管轄の違いなどでできませんけれども、子供の引渡しの強制執行に当たつては、その執行官に対するサポートであつたり、

ただいたりもしているんですねけれども、そういうのが一つの在り方として考えられるのではないかという示唆をいたいたかと思うんですけれども、こういう考え方について、伊藤参考人の方から、これまでの経験等を基に是非お話し頂ければと思います。

○参考人(伊藤由紀夫君) 基本的には、私はやっぱりそれができるような形の検討というのは要るのではないかというふうに思つています。ただ、何かの配属されている裁判所が違いますし、地裁には調査官はないというわけですから、ただ、何かの形で援助とか協力の依頼みたいなものがあつたときに、特に地方に行くといわゆる臨床心理士の方もそんなに多いというわけじゃないところもあつたり、その専門家の方いらつしやらないというようなるところに、少しでもそこでやっぱり子供のためという形で動けることができたらなということは思わないではありません。ただ、難しいところだと思います。

○参考人(今津綾子君) 私自身はあくまでも手続のことだけを勉強しておりますので、実際に事件のその後の推移というのはなかなか追えていない状況なんですねけれども、ただ、今後こういつた法律が仮にできたとして、事件としてもどんどん顕在化していくようになつた場合は、きちんと、その制度をつくつて終わりではなくて、その後の調査に関してはきちっとやつていただければそれが一番望ましいと。先ほど少し触れましたけれども、引渡しの後の面会交流なんかも含めた一體的な子の福祉のためのサポートというのを考えていただけは非常に有り難いなと思つております。

○伊藤孝江君 ありがとうございます。では、伊藤参考人にお伺いをさせていただきました。今津参考人の方からも少しお話をありましたけれども、子供の引渡しの強制執行に当たつては、その執行官に対するサポートであつたり、

また情報提供であつたり、家庭裁判所の調査官、それまでに担当していた、そういう人が関わるというのが一つの在り方として考えられるのではないかという示唆をいたいたかと思うんですけれども、こういう考え方について、伊藤参考人の方から、これまでの経験等を基に是非お話し頂ければと思います。

○参考人(伊藤由紀夫君) 基本的には、私はやっぱりそれができるような形の検討というのは要るのではないかというふうに思つています。ただ、何かの配属されている裁判所が違いますし、地裁には調査官はないというわけですから、ただ、何かの形で援助とか協力の依頼みたいなものがあつたときに、特に地方に行くといわゆる臨床心理士の方もそんなに多いというわけじゃないところもあつたり、その専門家の方いらつしやらないというようなるところに、少しでもそこでやっぱり子供のためという形で動けることができたらなということは思わないではありません。ただ、難しいところだと思います。

○参考人(伊藤由紀夫君) 実際の事件の担当として付くといふ形ではなくても、例えば強制執行の事前の打合せなどの中で、執行官やまた債権者などと一緒に、それまで事件を担当していた家庭裁判所の調査官が一緒に打合せをして、どういうやり方が一番子供にとって負担が少ないのかというのを、協議というか話し合うというようなミーティング形式でありますでしょうか。

○参考人(伊藤由紀夫君) こんなことを言つたら、意外に地方府の小さなところの方が、支部で地裁と家裁と同じ庁舎の中につけて、そういうことがしやすいというふうなことも私は聞いています。やっぱりそれは必要なことで、ちょっとだけ時間をいただいて、面会交流についても、やっぱり

監護親の意向が強いので、もう絶対お母さんに会わないとかお父さんに会わないとかという形があります。

それから、一緒に暮らしていない親が、一応、子の引渡しといふか、監護者、親権者に決まつたので迎えに行く、だけれども、そばで父親がやつぱり、ごめんなさい、言い方が悪いんですが、少し厳しい目つきで見ているだけで子供はお母さんの方に行くとは言えないといふことはあります。

ただ、そのときに、私のこれは実務の経験です、子供は知らないところに行くというのは、やっぱりいかにお母さんであつても怖いんですね、やっぱりそういう思いがある。特に、自分が育つたうちがとても整った環境だつたりすると、なおのこと、お母さんがどんなところに住んでいるか分からなくて、今の子供部屋の方がいいとか。そのときに、あの少し大きなアンパンマンのぬいぐるみ、一緒に持つてお母さんに会いに行こうかというようなことを言う、それだけで子供は動くんず、動くときがあるんです。それを、お父さん、いいよね、子供のためだから。そのアンパンマンの人形を抱えれば、父親のうちから少し離れてお母さんのところに会いに行く、そういうことができる。

わった家庭裁判所の調査官の情報が強制執行の場に反映されたらしいなというふうに思つています。以上です。

○伊藤孝江君 最後に、伊藤参考人にもう一つお伺いしたいと思います。

実際には、強制執行、引渡しの強制執行になる前にどうか、ならないようにできるのが一番望ましいところで、そのため現状の手続の中で更にこういう面工夫ができるんじゃないかというような御意見等ありましたら、簡潔にお教えいただければと思います。

○委員長(横山信一君)

時間を過ぎておりますの

で、お答えは簡潔にお願いいたします。

○参考人(伊藤由紀夫君) はい。

余り事前のいろんな手続を設けるとまた動かな

くなってしまうことがあると思います。

ただ、強制執行といった場合も、私の経験で

は、一回限りそういうことがあって、できた、で

きないという形ではない、繰り返しそこを働きか

ける、その間に補助者の方が少し、監護している

というか、子供を囲い込んでいるところの家庭に

働きかけられる、そういうようなものというが

運用上十分に検討されねばなどいうふうに思いま

す。

○伊藤孝江君 終わります。ありがとうございます。

○石井苗子君 ありがとうございます。

お三方には大変参考になる御所見をいただきま

して、ありがとうございます。

今日は朝からずっと法務委員会をやつております

して、私、後半に入つてきましたと、質問しようか

と思つていたことがなんだん変わつてしまつ

て、大まかな感想から言いますと、この昼休みに、

私、フランスの方とずっと会つてましたけれども、

大まかに想つていていたんですけど、日本

とというのは非常に子供の人権に対して国家的な認

識が低いという感じがします。先ほど午前中に

も、法務大臣がいろいろな質問に御答弁されてい

たんですけど、彼らの考えなんかを聞いていますと、日本

とのは離婚に關しても、全ての財産から何

かし全部決まってから子供のことを決めるんじや

なくて、一番最初にその面会交流ということを、

質問する対象が違うのかもしれません、例えれば

九十年間面会交流を拒否している人は、もうこれ

は子供の人権を無視していることになるので、そ

れこそ罰則だつたり、とにかく会わせなきやいけ

ないのだと、両方平等にというルールメーリング

をしていくことで何か変わるとお考えでしょう

か。

お三方にお聞きしたいのですが、それぞれの見地からお願ひします。

○参考人(松下淳一君) 確かに、面会交流というものは非常に重要な権利ですので、これを確保するために何をしたらいいのかというのは非常に重要な問題だというふうに考えております。

現状は、先ほど今津参考人からも御説明のあったおり、間接強制という形で、面会交流をさせなければ一日幾ら当たり払えと、お金を払わせることで強制するという仕組みになつてゐるわけですが、それとも、先ほど来、間接強制というのには余り実効性がないんじゃないかという御指摘もなかつたわけはないよう気がしますが、しかし、考

かなければならぬのだということをおつしやつた参考人の方がいるので、そのとおりだと思います。

やっぱり、請求権もないしということになります。

ただ、強制執行といった場合も、私の経験で

は、子供は子供なりに考へることができるんだ

と。親がいつも指導しなくてもいい。あのお父さ

んには会いたくない、もうこのお母さんとは暮ら

しくないと言うかもしませんが、それは子供

をちゃんと導いてないからそういうことになる

んだと、これは個人的な意見なんですけれども。

そこで、面会交流ということですが、ここに持つてきて、私の個人的な経験なので参考になるかどうか分からないんですけど、ビジネスの契約

だと契約をつくつていくのに順番があるんです。

この件に関しては九十日以内に決めなさい、この件に関しては一年以内に決めなさいといふのがあるんですが、離婚に關しても、全ての財産から何

かし全部決まってから子供のことを決めるんじや

なくて、一一番最初にその面会交流ということを、

質問する対象が違うのかもしれません、例えれば

九十年間面会交流を拒否している人は、もうこれ

は子供の人権を無視していることになるので、そ

れこそ罰則だつたり、とにかく会わせなきやいけ

ないのだと、両方平等にというルールメーリング

をしていくことで何か変わるとお考えでしょう

か。

お三方にお聞きしたいのですが、それぞれの見

地からお願ひします。

○参考人(松下淳一君) 確かに、面会交流という

ものは非常に重要な権利ですので、これを確保する

ために何をしたらいいのかというのは非常に重要な問題だというふうに考えております。

現状は、先ほど今津参考人からも御説明のあつたおり、間接強制という形で、面会交流をさせなければ一日幾ら当たり払えと、お金を払わせる

ことで強制するという仕組みになつてゐるわけ

ですが、それとも、先ほど来、間接強制というのには余り

実効性がないんじゃないかという御指摘もなかつたわけはないよう気がしますが、しかし、考

えようによつては、強制力を行使しなくてもソフトに本人に意思決定をさせるという意味では実効性がそれなりにある制度だと考えておりますので、現状の間接強制の運用を見ながら、更に強力な政策が必要かどうかということを検討すべきだ

らうと思います。

済みません、抽象的ですが、現状、私の考えは

以上です。

○参考人(今津綾子君) 今、間接強制という話出

ましたけれども、子の引渡しの場合もそうですね

し、面会交流の場合もそうだと思いますけれども、お金を払つてもしたくないという強固な意

思を持つている債務者に対してはなかなか機能し

ない、あるいは財産が豊富にある債務者とか全く

も、お金を払つてもしたくないという強固な意

思を持つている債務者に対してはなかなか機能し

ない、あるいは財産が豊

交流の実施をしようというふうに働きかけることがあります。ただ、現実的には、子供が嫌がっていますという、ここに来たがっていませんというような、会いたがっていませんというようなことがあります。たまたま、なかなか、期限を区切って実施しないということを強めたからうまくいくようになるかというと、そこは難しいところがあると思います。

これも、ちょっとだけ時間をください。

やっぱり、試行的な面会という形で、裁判所に子供に来てもらつて一緒に暮らしていない親と会うといった場合、私は最低でも二度家庭訪問をします。場合によれば三度します。それはなぜ。子供に、要するに、お父さんの意見もよく聞いているよ、お母さんの意見もよく聞いている、どっちの、お父さんもお母さんも、私がここにあなたに会いに来ていいよということを認めてくださつてあるよという、それがまず大きな、どっちに勝ち負けを決める、どっちかの人間だとかというんじゃないなくて、それで会いにきました。そして、そこで、いわゆる上から目線で調査するとか何かやることではなくて、やっぱり、このおじちゃんだったら、このおじちゃんが一緒にいたら裁判所の児童室に遊びに行ってもいいかなみたいな、それがやっぱり子供の中に出でこないと難しい。

同時に、お父さん、お母さんはけんかしているけれど、世の中にはやっぱり法律とかいろんなことの決まりがあって、その中で自分が守られて

いるんだという、自分のことを聞いてもらえるし、自分と一緒に考えてもらえるんだというようなことを子供に分かつてもらつていく中で子供の試行的面会交流というようなものも実現していく、それが実情ではないかと思います。

やはり、ただ、そういうものについて民事執行法の中でどういうふうに表現するのか私は分からぬので、済みません。ただ、そういうことについて、本当運用上に配慮されたり、やっぱりそれでうまくいく経験を大きくするということしかな

交流の実施をしようというふうに働きかけることがあります。ただ、現実的には、子供が嫌がっていますという、ここに来たがっていませんという

ような、会いたがっていませんというようなことがあります。たまたま、なかなか、期限を区切って実施しないということを強めたからうまくいくようになるかというと、そこは難しいところがあると思います。

これも、ちょっとだけ時間をください。

以上です。

○石井苗子君 ありがとうございます。大変参考になりました。

具体的な案がなくて抽象的だとおっしゃいました。たけれども、具体的な法整備必要だと思います。

お金があるから解決するという問題でもないし、誰の権利なんだというと子供の権利なわけです。その親権の問題からいくと、今の伊藤参考人のお話をどのように、そんなボランティアのようなことで御苦労を重ねることに依存するということでは、これはやっぱり子供は国の財産だというふうに考えてないと私は思うので、法整備で、民事執行法の中の運用法とか、その辺で考えていけば一歩打開策があるんじゃないかと思うんですけれども。

まだちょっと時間がありますが、今度子供

ちょっと外れまして、松下参考人にお伺いします

けれども、今回の民事執行法改正で債務者財産の

開示の実効性を向上させることを目指しているん

ですけれども、先ほども質問があつたと思うんで

すが、もう一回確認させてください。債権者が開

示で得た情報をほかに流用する危険性があると思

うんですけど、これ審議会でのような意見が出

たかというのを教えてください。

○参考人(松下淳一君) 債務者の持つている財産

の情報というのはプライバシーに属することと、

それけれど、世の中にはやっぱり法律とかいろんな

ことの決まりがあって、その中で自分が守られて

いるんだという、自分のことを聞いてもらえる

し、自分と一緒に考えてもらえるんだというよう

なことを子供に分かつてもらつていく中で子供の

試行的面会交流というようなものも実現してい

く、それが実情ではないかと思います。

やはり、ただ、そういうものについて民事執行

法の中でどういうふうに表現するのか私は分から

ぬので、済みません。ただ、そういうことにつ

いて、本当運用上に配慮されたり、やっぱりそれ

でうまくいく経験を大きくするということしかな

れほど長い時間を持つて議論したというわけではないのですけれども、例として挙げられたのではなかつたかと記憶しております。

○石井苗子君 分かりました。ありがとうございます。

たけれども、具体的な法整備必要だと思います。

お金があるから解決するという問題でもないし、誰の権利なんだというと子供の権利なわけです。その親権の問題からいくと、今の伊藤参考人のお話をどのように、そんなボランティアのようなことで御苦労を重ねることに依存するということでは、これはやっぱり子供は国の財産だというふうに考えてないと私は思うので、法整備で、民事執行法の中の運用法とか、その辺で考えていけば一歩打開策があるんじゃないかと思うんですけれども。

まだちょっと時間がありますが、今度子供

ちょっと外れまして、松下参考人にお伺いします

けれども、今回の民事執行法改正で債務者財産の

開示の実効性を向上させることを目指しているん

です。

私は、共同親権という考え方をやつぱり世界的な流れとしてもありますので、それはやっぱり日本でもそういうふうにしたらというふうに思うところがあります。それは、やはり一方の親だけが離婚後は全て何というか責任があり、子供に対し離婚後は全て何というか責任があり、子供に対し義務を負うみたいな、そういう考え方じやないけないことかどがなんですね。これは、御自身はどういうお考えですか。

○参考人(伊藤由紀夫君) 私のもう個人的な考

えです。

私は、共同親権という考え方をやつぱり世界的な流れとしてもありますので、それはやっぱり日本でもそういうふうにしたらというふうに思うところがあります。それは、やはり一方の親だけが離婚後は全て何というか責任があり、子供に対し離婚後は全て何というか責任があり、子供に対し義務を負うみたいな、そういう考え方じやないけないことかどがなんですね。これは、御自身はどういうお考えですか。

ただ、そこはやっぱり考え方の発想の転換が必

要で、これは関係者の意見の、関係者の物の考

え方の転換ということですでなかなか一朝一夕に

はいかないと思いますが、両親は仲が悪くても、

子供との関係では手を携えて子供のために最善を

尽くすという、そういう発想の切替があれば、

共同親権というのは非常に、世界的な潮流だとい

うお話をありましたけれども、よろしいのではな

いかと個人的には考えておるところでございま

す。

○参考人(松下淳一君) 現状、日本ではそういう

考え方には取られないわけですが、それでも、それ

は恐らく、両親が不仲な中で、そういう中で子供

が育てられるのは適切ではないというような御意

見があつて現状こうなつてはいるんだろうと思いま

れるようになつた場合、子供の最善の利益にとつて好ましいと言えるかどうかという点について御意見ください。

○参考人(松下淳一君) 現状、日本ではそういう考え方には取られないわけですが、それでも、それ

は恐らく、両親が不仲な中で、そういう中で子供

が育てられるのは適切ではないというような御意

見があつて現状こうなつてはいるんだろうと思いま

す。

○参考人(松下淳一君) ありがとうございます。

たけれども、伊藤参考人にお伺いします。

先ほどから、家庭裁判所の調査官でいらしたと

いうことで、大変御活躍されていた御経験話、具

体的にこういうことを聞くことが少ないものです

。

○参考人(伊藤由紀夫君) まだお伺いします。

お話をどのように、そんなボランティアのよう

なことで御苦労を重ねることに依存するということ

では、これはやっぱり子供は国の財産だというふう

に考えてないと私は思うので、法整備で、民事執

行法の中の運用法とか、その辺で考えていけば一

歩打開策があるんじゃないかと思うんですけれど

も。

まだちょっと時間がありますが、今度子供

ちょっと外れまして、松下参考人にお伺いします

けれども、今回の民事執行法改正で債務者財産の

開示の実効性を向上させることを目指しているん

です。

まだお伺いします。

○参考人(伊藤由紀夫君) まだお伺いします。

お話をどのように、そんなボランティアのよう

なことで御苦労を重ねることに依存するということ

では、これはやっぱり子供は国の財産だというふう

に考えてないと私は思うので、法整備で、民事執

行法の中の運用法とか、その辺で考えていけば一

歩打開策があるんじゃないかと思うんですけれど

も。

まだお伺いします。

○参考人(伊藤由紀夫君) まだお伺いします。

お話をどのように、そんなボランティアのよう

なことで御苦労を重ねることに依存するということ

では、これはやっぱり子供は国の財産だというふう

に考えてないと私は思うので、法整備で、民事執

行法の中の運用法とか、その辺で考えていけば一

歩打開策があるんじゃないかと思うんですけれど

も。

まだお伺いします。

○参考人(伊藤由紀夫君) まだお伺いします。

お話をどのように、そんなボランティアのよう

なことで御苦労を重ねることに依存するということ

では、これはやっぱり子供は国の財産だというふう

に考えてないと私は思うので、法整備で、民事執

行法の中の運用法とか、その辺で考えていけば一

歩打開策があるんじゃないかと思うんですけれど

も。

まだお伺いします。

○参考人(伊藤由紀夫君) まだお伺いします。

お話をどのように、そんなボランティアのよう

なことで御苦労を重ねることに依存するということ

では、これはやっぱり子供は国の財産だというふう

に考えてないと私は思うので、法整備で、民事執

行法の中の運用法とか、その辺で考えていけば一

歩打開策があるんじゃないかと思うんですけれど

も。

まだお伺いします。

○参考人(伊藤由紀夫君) まだお伺いします。

お話をどのように、そんなボランティアのよう

なことで御苦労を重ねることに依存するということ

では、これはやっぱり子供は国の財産だというふう

に考えてないと私は思うので、法整備で、民事執

行法の中の運用法とか、その辺で考えていけば一

歩打開策があるんじゃないかと思うんですけれど

も。

まだお伺いします。

○参考人(伊藤由紀夫君) まだお伺いします。

お話をどのように、そんなボランティアのよう

なことで御苦労を重ねることに依存するということ

では、これはやっぱり子供は国の財産だというふう

に考えてないと私は思うので、法整備で、民事執

行法の中の運用法とか、その辺で考えていけば一

歩打開策があるんじゃないかと思うんですけれど

も。

まだお伺いします。

○参考人(伊藤由紀夫君) まだお伺いします。

お話をどのように、そんなボランティアのよう

なことで御苦労を重ねることに依存するということ

では、これはやっぱり子供は国の財産だというふう

に考えてないと私は思うので、法整備で、民事執

行法の中の運用法とか、その辺で考えていけば一

歩打開策があるんじゃないかと思うんですけれど

も。

まだお伺いします。

○参考人(伊藤由紀夫君) まだお伺いします。

お話をどのように、そんなボランティアのよう

なことで御苦労を重ねることに依存するということ

では、これはやっぱり子供は国の財産だというふう

に考えてないと私は思うので、法整備で、民事執

行法の中の運用法とか、その辺で考えていけば一

歩打開策があるんじゃないかと思うんですけれど

も。

まだお伺いします。

○参考人(伊藤由紀夫君) まだお伺いします。

お話をどのように、そんなボランティアのよう

なことで御苦労を重ねることに依存するということ

では、これはやっぱり子供は国の財産だというふう

に考えてないと私は思うので、法整備で、民事執

行法の中の運用法とか、その辺で考えていけば一

歩打開策があるんじゃないかと思うんですけれど

も。

まだお伺いします。

○参考人(伊藤由紀夫君) まだお伺いします。

お話をどのように、そんなボランティアのよう

なことで御苦労を重ねることに依存するということ

では、これはやっぱり子供は国の財産だというふう

に考えてないと私は思うので、法整備で、民事執

行法の中の運用法とか、その辺で考えていけば一

歩打開策があるんじゃないかと思うんですけれど

も。

まだお伺いします。

○参考人(伊藤由紀夫君) まだお伺いします。

お話をどのように、そんなボランティアのよう

なことで御苦労を重ねることに依存するということ

では、これはやっぱり子供は国の財産だというふう

に考えてないと私は思うので、法整備で、民事執

行法の中の運用法とか、その辺で考えていけば一

歩打開策があるんじゃないかと思うんですけれど

も。

まだお伺いします。

○参考人(伊藤由紀夫君) まだお伺いします。

お話をどのように、そんなボランティアのよう

なことで御苦労を重ねることに依存するということ

では、これはやっぱり子供は国の財産だというふう

に考えてないと私は思うので、法整備で、民事執

行法の中の運用法とか、その辺で考えていけば一

歩打開策があるんじゃないかと思うんですけれど

も。

まだお伺いします。

○参考人(伊藤由紀夫君) まだお伺いします。

お話をどのように、そんなボランティアのよう

なことで御苦労を重ねることに依存するということ

では、これはやっぱり子供は国の財産だというふう

に考えてないと私は思うので、法整備で、民事執

行法の中の運用法とか、その辺で考えていけば一

歩打開策があるんじゃないかと思うんですけれど

も。

まだお伺いします。

○参考人(伊藤由紀夫君) まだお伺いします。

お話をどのように、そんなボランティアのよう

なことで御苦労を重ねることに依存するということ

では、これはやっぱり子供は国の財産だというふう

に考えてないと私は思うので、法整備で、民事執

行法の中の運用法とか、その辺で考えていけば一

歩打開策があるんじゃないかと思うんですけれど

も。

まだお伺いします。

○参考人(伊藤由紀夫君) まだお伺いします。

お話をどのように、そんなボランティアのよう

なことで御苦労を重ねることに依存するということ

では、これはやっぱり子供は国の財産だというふう

に考えてないと私は思うので、法整備で、民事執

行法の中の運用法とか、その辺で考えていけば一

歩打開策があるんじゃないかと思うんですけれど

も。

まだお伺

れてきたんですねけれども、日本の伝統的ないうか、実体法も含めてですね、家庭というものに対して国が何かするということに対して非常に、何というか、抵抗があるという印象を受けております。なので、家族の問題は家族の中でのうが基本的な伝統的な考え方だつたかなと。

もちろん、審判という形で、裁判所に来ればそこで処理をするという、そういう助けはあるんですけれども、それ以外の場面で、私なんかが考えているのは、もとと、例えば紛争の過程でその紛争処理以外の親への教育とか、そういうったことで含めてやつてもいいのではと。

司法機関というのは基本的に紛争を処理するところに役割があるわけですけれども、実際に、私なんかは仙台にいるんですけど、仙台の家庭裁判所では、夫婦關係調整事件が上がってくると、

○参考人(伊藤由紀夫君) ありがとうございます。
ですが、先ほど元議員もお聞きになつておられたけれども、子の葛藤ですね、あるいは子への葛藤といいますか。御意見の陳述の中で、いきなり奪取といった場合のお話がありました。法律的解決を尊重、遵守しないといった親の行動自体が子供への虐待と言えるような場合があると。あるいは、他方の親への面会交流を激しく拒否したり遮断している場合、さらには子供を自分だけの支配下に置くように心理的に操作するといった行動というのは、これは虐待に準ずる問題行為なんだという御指摘は、子供の福祉の立場に立った極めて率直な御意見なんだと思うんですけれども、少し敷衍して、どんな問題意識なのか、お話ししただけたらと思います。

ろで苦しいところがあります。
ただ、現実的には、その思いが強過ぎて、もう本当に、いきなりもう住んでいたところから移されてしまふ、若しくは通つていた学校にも行かなくなつちやう、保育園にも行かなくなつちやう、それは子供は意見としてつらいというようなことを明確に言うわけではありません。ただ、やはりそこが、不登校になつていくとか、別の園には行つたけどそこで顔つきが暗いとか、いろんなことがあります。やっぱり、そういうことを丁寧に調査していく中で、子供にとつて何が一番いいのかというのを考えたいというふうに思つています。

○仁比聰平君 今お話をあつていいような専門家として家裁調査官の皆さん方が本当に頑張つていけるように、あるいはこの法改正のテーマ、養育費

生が御指摘になつた、やつぱりその法律的な考え方、梓組みと臨床的な梓組みと、両方併置しながらいろいろ考えていくという、それはやつぱり家裁調査官の果たすべき使命だというふうに思つています。

ただ、こんなことを言つては、臨床心理士の方の研修なんかに呼ばれることもありますし、その中で確かになかなか法律については余り考えていくなくて、臨床心理療法みたいなことを、だけど、そういう、先生たちにも、例えばスクールカウンセラーで働くときにはというような形で法律的な梓組みのことをお伝えする、それが大事だ。やっぱりそれは児童心理の専門の方たちの全体の問題で、そこをやつぱり取り組んでいくというようなことが必要かなというふうにも思います。

以上です。

その場合、子供がいる場合には、夫婦に調査官なりがそれぞれ面接をして、子供の利益というのはこうだと、面会交流の重要性というのはこうだと、いうことを、紛争処理とはちょっと別枠でそういった教育をする機会を与えていると。ほかの家庭裁判所でもそういうプログラムはあるといふことですので、そういう方法での支援というのは考えられている。それは、当事者の自己決定を否定するのではなくて、自己決定がより良くできるようなサポートという意味かと思いますので、先ほどおっしゃっていた両立というのはその辺りにあるのかなと思います。

○石井苗子君 これからも子供ファーストで考えていかたいと思います。よろしくお願ひします。

ありがとうございました。

○仁比聰平君 三人の参考人の皆さん、ありがとうございました。日本共産党の仁比聰平でござい

私は、パレンス・パートナーといふことを言いま
した。ただ、それも、基本的に時代によつてその
考え方は少し違うだらうと思っていて、やっぱり
今は子供の、本当、意見表明権とか成長発達権と
いうこと、それが大事だというところを中心に、
要するに、介入するときも必要かもしれないけれ
ど、その子供に寄り添つた形でパレンス・パートナ
ーの考え方方が進んだらしいなというふうに思つて
いるというところが一つです。

ただ、実務経験からいふと、やっぱり一生懸命
なんです、監護している親は、抱え込んでいる
と。そのことも分かってあげながら、ただ、やつ
ぱり社会的な公平感とか子供にとって双方の親が
大事だと、やっぱりそのことが子供の心情とか成
長のためになるというようなことについて全く排
除してしまふ、そういう可能性を見ないといふ
か、そこを検討してくれない、そのことがやっぱ
り子供をかなり不自由にしていると思います。

の履行確保だつたり、そして子の引渡しだつたり
といふ、その家庭の紛争における問題の解決とい
うのが専門性が本当に生かされていくようにとい
うことを強く思うわけですけれども、伊藤参考人
の御意見の中で、法律的素養と心理援助的素養を
兼備した専門家が必要であり、その人材確保が重
要になつてくるというお話をありまして、私なりに
端的に言うと、親やその実家も含めた法的紛争が
子供の心理や発達を傷つける、これ愛の名の下に
傷つけるということが現にあるんだ、そこの専門
家が必要だと。謙虚に、家庭裁判所の調査官がと
はおっしゃいませんでしたけれども、私は、それ
は家裁の調査官でしようと思うんですね。

臨床心理士さんとか、それから児童相談所の児
童福祉司あるいは社会福祉士など、様々な方が虐
待だつたり子供の事件に関わりますけれども、そ
の中における家裁調査官の特質といいますか、家
裁調査官だからこそやらなければならないと思つ

そうした家庭裁判所調査官の調査を中心とした家庭裁判所の役割がこの法改正のテーマにおいてもとても重要なやないかという問題意識で、今津参考人、松下参考人の順でお尋ねしたいんです。が、まず今津参考人から、先ほど執行裁判所が決定によって執行の方法を定めるという、ここが極めて重要という問題提起がありまして、私もそのとおりだと思うんですね。

その執行裁判所がどんなふうに定めるのか、何が判断の資料になるのかということと、午前中、最高裁と法務省から、それは家庭裁判所を中心とした本案の記録ですと、特に家裁調査官による調査ですといふ御答弁があつているわけですが、そのことが、お話しになつた百七十四条と、それから百七十六条の執行裁判所及び執行官の配慮という義務、ここに關わるお話になるんだと思うんで

冒頭の意見陳述で、伊藤参考人、とても謙虚にお話を始められたんですけども、やっぱり今日おいでいただいて本当に良かったなと思っております。

やっぱり、そういうことについて、子供のために
にこういうふうな形で考えましょう、相手の親と
の接触についても整理しましょうというようなこ
とを本当に丁寧にやつていかなければいけないと
思っていて、それがなかなかできないというところ

ておられることと、どうありますか。
○参考人(伊藤由紀夫君) ありがとうございます。
す。
もう現場を離れましたので、現場の人たちが負
担が増えたと、ううことを思うので。ただ、今先

そこで、その問題がはつきりする場面かなと思
うんですが、間接強制前置の例外として、百七十
四条の二項二号に「債務者が子の監護を解く見込
みがあるとは認められないとき」、これは直接強
制執行などと違うことになるつねですが、その判断

というのは、これ家庭裁判所が役割を果たさないとそんな判断できっこないと思うんですが、いかがでしょうか。

○参考人(今津綾子君) この点については、私も法制審の議論、資料で拝見しまして、裁判所サイドからは、こういった例外を設けることはあり得るとして、これどういうふうに判断するんだと、何を基準に判断するのか。仮に、こういつた条文できたとして、この判断が緩いかきついかによって、原則間接強制前置とされているものが結果的に全然間接強制なしでどんどん行ってしまうという可能性もなくなはないので、非常にこれ難しい問題だと思います。

「監護を解く見込みがあるとは認められない」というこの条文だけを見ると、どの程度の、じや、見込みならないのかというののははつきりしませんので、この辺りは、ただ、条文でこれ以上詳しく、じや、どういうふうな状況であればと書くのは難しいと思いますので、運用上やついただくということを期待するというか、そこまでしか私の方ではちょっと申し上げられないんですけども。

○仁比聰平君 ということだと思うんですね。それで、松下参考人にお尋ねですけれども、そもそもこの百七十四条で執行裁判所が決定で定められるという方法というのは、これ今、今津参考人お話しのような個別のケースに対してどんな方法で、つまり同時存在は不要とするという法になつたけれども、だけれども、それを現実にどうするのかというのはそれぞれの個々のケースごとになんだと思うんですね、債務者の同時存在の問題にしても。どの場所で執行するのかとか、あるいはその立会い者や執行補助者をどういうふうに求めるとか求めないと、執行官任せにするんじやなくて執行裁判所が、今、今津参考人もお話をあつたような、検討もして定めるという、そういう理解でいいんでしょうか。

○参考人(松下淳一君) おっしゃるとおりだとうふうに思いますし、法制審での議論でもそういうふうに思っていますが、いかがでしょうか。

うことが前提になっていたと記憶しております。○仁比聰平君 その方法を定めていく上で、審尋と法律用語で言うんですが、記録を読んで、裁判所、裁判官が一方的に自分の頭だけで決めるんじゃなくて、当事者を中心にはきちんと話を聞いて決める、それを審尋という手続でこの百七十四条の三項に定めているわけですが、子の引渡しの強制執行を行うには審尋を原則しなきゃいけないというふうにした趣旨は何でしよう。

○参考人(松下淳一君) 現在、いわゆる代替執行という手続でこれ審尋が原則必要になつていて、なんですか、発想はそれと並びかと思います。つまり、金銭執行などと違つて人が関わることですので、裁判官が直接情報を取得するということが重要だということで原則は審尋が必要で、ただし、そんなことをしている時間もない、危ないような場合には例外的に審尋しなくていいと、そういう立て付けになつていて理解しております。

以上です。

○仁比聰平君 家庭裁判所の本案の記録だった

り、あるいは調査官、その事件を担当している調査官なんかの意見も共有关しながらそつた審尋が充実して決定がされていくことがどうし

たって必要だと私は思うんですけれども、そこ

うのが法案に規定されているわけです。無審尋で、その審尋もない、なくて行っていい場合とい

うのが強制執行と。それが、「子に急迫した危険があるときその他」という場合なんですね。この、子に急迫した危険があるときに直接の引渡しを、直

接執行を急がなきやいけないという状況がある、これが妨害されるようなことがあってはならない

という一般的な趣旨は分かるんですね。

けれども、これ無審尋でやるということになれ

ば、その判断を担保するものとのはとても大事だと思うんですけれども、それは私が申し上げ

ているような債務名義を成立をしたプロセスでの家庭裁判所を中心とした資料ということにしかならないと思うんですが、いかがでしょう。

○参考人(松下淳一君) 全くおっしゃるとおりだと思います。私の理解もそのとおりです。○仁比聰平君 そうした中で、個々のケースを本当に適切に扱つていくことに加えて、今日も深掘りをされている子の福祉とか子の心理状態ということを考えたときに、今日、今津さんや松下参考人から現実的な方法としてというふうに言わわれている今回の法改正に日本の、我が国の制度がとどまつていいのかと、そうではないかと私は思うので、松下参考人、今津参考人の順にお答えいただければと思うんですが。

私は、養育費の問題についても、扶養義務の行使というのを超えて国あるいは行政による立替えという考え方を軸にした制度改革ということを考えていいと思うんですよ。あり得ると思うんですね。それから、執行の問題についても、今津さんから、手数料によって執行官は支えられていましたからとお話しのとおり、つまり執行費用は当事者負担という考え方の下で成り立つていてます。けれども、子供の幸せというのはそう生かすというやり方も含めて抜本的に制度を考えるということもあつていいと思うんですが、いかがでしょうか。

○参考人(松下淳一君) 現在では、養育費というのは民事の問題と整理され、当事者間での紛争解決に委ねられていますし、執行費用についても基本的に受益者が負担するということで、最終的に債務者負担になるという立て付けになつていて、そのためには債務者負担になるといつた形で当事者に最終的な負担が行かないようになりますが、そういう形を考えるといふことでも一つの案かなと思っております。

○仁比聰平君 ありがとうございました。

○糸数慶子君 沖縄の風、糸数慶子です。よろしくお願ひいたします。

参考人の皆様には大変貴重なお話を伺うことができまして、感謝申し上げます。

私がラストバッターでございますが、重なる質問も出てくるかと思いますけど、最後までよろし

必要があり、今後も不断に制度の改正、改善といふのを検討すべきであるというふうに考えております。

○参考人(今津綾子君) まず、養育費の問題につきましては、今、松下参考人からもありましたように、日本の制度だけが唯一のものではないと。諸外国の例でいいますと、先ほどおっしゃつていただいた立替えの制度もありますし、あるいは給与を天引きして、債務者の給与を天引きしてそれを渡すというやり方を取つてあるところもありまして、そので、そういった仕組みを取るといふことも一つの案ではあります。

ただ、例えば天引きの方法を取るということになりますと、今度は天引きされる側の、先ほどもお話しましたけど、差押えの下限を設定する必要があります。それから、執行の問題についても、今津さんから、手数料によって執行官は支えられていましたからとお話しのとおり、つまり執行費用は当事者負担という考え方の下で成り立つていてます。けれども、子供の幸せというのはそう生かすというやり方も含めて抜本的に制度を考えるといふことでも一つの案かなと思っております。

もう一点、執行官の費用の問題につきましては、現在その手数料収入でやつていてるということです、その最終的な費用負担、当事者になりますけれども、今現在、子の引渡しの強制執行、件数自体もそんなに多くないということですので、もし仮に可能であれば、当事者負担という制度を維持した上で、その費用について、例えば國なり公的な団体からの支援という形で当事者に最終的な負担が行かないようになりますが、そういう形を考えるといふことでも一つの案かなと思っております。

○仁比聰平君 ありがとうございます。

私は全く思つておりません。

私は、研究者なので自戒を込めて言えば、民事の問題だったから理論的にこうしかないという思考停止をするのではなくて、諸外国の立法例では国が取り立てるというような仕組みを取つているところもあるので、現在の日本の制度が論理必然的に唯一の制度であるとは私も全く思つておりません。

私は、研究者なので自戒を込めて言えば、民事の問題だったから理論的にこうしかないという思考停止をするのではなくて、諸外国の立法例では国が取り立てるというような仕組みを取つておりません。

参考にしながら、まさに子の福祉、子供の福祉のためにどういう制度がよいかということを考える

くお願いいたします。

まず、子の引渡しについて、これは明文を設ける点は原則賛成であります。恐らく、執行手続に子の利益の観点から家庭裁判所がどのように関わるのかという点が重要と思われますが、この点について、伊藤参考人、今津参考人、松下参考人の順にお伺いしたいと思います。

○参考人(伊藤由紀夫君) やはり裁判所としては、家裁と地裁という違いがあるというところで、家庭裁判所の調査官をそんなに、何というか、利用できるかとか、個人的には兼務みたいな形がもしできればと思いますけど、そういうのはやっぱり制度上すごく難しいところはある。それは、かなり裁判所の中の検討がきつと必要なんだろうと思っています。

ただ、一つだけ今まで議論にならなかつたところでいうと、家事事件手続法には子供の手続代理人といふもののがでています。ただ、それも今は当事者双方がお金を出してという形になつてしまつて、いわゆる弁護士さんをお願いできることもない、親としてお金がない、そうすると子供の手続代理人もない。ただ、やっぱり紛争性からいつて、子供のためにいろいろなことを考えたときに、そういうものにそんなにたくさん出るわけじゃないんじやないかと私は思うんですけど、公的な形で何か子供のためにというような仕組みができる、そういう、先生が例えれば家裁が終わり地裁の民事執行の段階になつても一緒に立ち会つていただけるというような制度、仕組みというのも考えていいかななど、ちょっと余計なことを言いましたが、そんなふうに思っています。

○参考人(今津綾子君) 手続の中で子の利益をどういうふうに確保していくかという点ですけれども、もちろん、従来の実務、子の引渡しの強制執行の実務の中でも、現場の執行官の皆さん方が子の利益、子供のためはどうしたらいいかというのを非常に苦労して考えていらっしゃったというふうには思っております。

ただ、今回の立法によつて、特に百七十六条と

いう条文を一条設けまして、その子供の利益といふことに非常に意味があると思っております。それがによって実務の今までのやり方というか、子供への配慮が全くないところからあるようになると、いうことではないと思うんですけれども、明文化されたということに一定の意義があると思っております。

今、伊藤参考人から出した子供の手続代理人の点で一つ申し上げておきますと、確かに代理人を付けると報酬が掛かるということですけれども、日弁連の方で、そういうた報酬を付ける場合、弁護士を付ける場合の費用の手当でがされたいるというふうにも伺つておりますので、二十万円程度の報酬を日弁連の方で支弁してくれる制度もあるというふうに聞いていますので、そういうふうに聞いています。

以上です。

○参考人(松下淳一君) 今のお二人の参考人の発言ではほんきしていると思いますのでさほど付け加えることはないのですが、やはり家庭裁判所といふ裁判所が特別に設けられた趣旨に立ち返るんだろうと思うんです。特に、今般問題になつてゐる子供の引渡しという事件については、通常の強制執行とは異なる非常に様々な考慮をしなければならないと。こういうことに専門的に対応できる体制を持つてゐるという強みをますます生かしていただきたいと思うわけであります。

具体的には、裁判官の方に多様な家事事件に通暁してもらうべくトレーニングを積んでもらう、それから、もちろん調査官も同じです、それから、今のは自前で人を育てる話でけれども、子供の心理の専門家等々の外部の専門家との連携といふのも一層の強化を図つてもらいたいなと思うところでございます。

以上です。

○参考人(松下淳一君) ありがとうございました。

今お三方から具体的な提案もいただきました。

これから、公的な立場からの支援、あるいは日弁連からの支援、これ、もう少し広めていきたい、

告知をしていきたいというふうに思います。

それから、今津参考人にお伺いをいたします。

今津参考人の資料を拝読し、大変感激をいたしました。今津参考人は、家庭裁判所の役割に大変期待をされております。

私も、これまで、裁判所職員の定員法やあるいはその給与法の改正案の質疑において、度々家庭裁判所の充実を求めてまいりました。訴訟事件件数の中で家事事件のみが増加傾向にあり、その事

件内容も複雑化し、当事者やその子供の中には精神的課題を抱えた人も増えており、紛争の自律的

解決としての調停合意に向けて困難な状況もあることから、専門性を持つスタッフの果たす役割は大きい、あるいは、成年後見事件等の増加に伴い家庭裁判所の業務が増え、書記官の業務量も増大

していることから、書記官の増員は不可欠である

ことから、専門性を持つスタッフの果たす役割は大きい、あるいは、成年後見事件等の増加に伴い家庭裁判所の業務が増え、書記官の業務量も増大

案されましたが、子の引渡しや養育費の履行は、子の利益の観点からはできるだけ任意に履行されることは望ましく、家裁の調停や審判においても、当事者への働きかけ、そして納得を得た解決を示す丁寧な手続進行が必要です。

今津参考人が法律時報の家事事件手続における諸問題の中で、「人的・物的資源が限られる家庭裁判所に多くを期待しているという指摘もあります。」と締めくくられています。

私もここに尽きるのではないかというふうに思いますが、むしろ期待に見合つだけの人員配置や予算措置を講じる方向に議論を進めるのが建設的であろう」と締めくくられています。

私もここに尽きるのではないかというふうに思いますが、今津参考人が期待されている家庭裁判所のありよう、あるいは理想とされる家庭裁判所像について、改めて御見解を伺いたいと思います。

今津参考人が法律時報の家事事件手続における諸問題の中で、「人的・物的資源が限られる家庭裁判所に多くを期待しているという指摘もあります。」と締めくくられています。

私もここに尽きるのではないかというふうに思いますが、今津参考人が期待されている家庭裁判所のありよう、あるいは理想とされる家庭裁判所像について、改めて御見解を伺いたいと思います。

続き御検討をいただければと思つております。

○糸数慶子君 午前中の質疑で政府に伺つたんですが、女性の執行官が今いないということで、こ

れは、法制審議会民事執行法部会においてハーケ事件を扱う実務家の方々から、やはり諸外国のハーケ条約の実施に関わる専門職の方を見ると、実際に執行に携わるような場面に女性がいらっしゃる、女性執行官がいらっしゃるということを聞いているんですが、今、日本にはいらっしゃらない。その点について、今津参考人、どのようにお感じになりますか。

○参考人(今津綾子君) 今おっしゃつていただきたように、女性が一人もいないという、ちょっとびっくりしたんですねけれどもやはりその理由というか原因としましては、どうしても子供の引渡しの執行、数が少ない、それだけで食べていくというのはなかなか難しいと。事件全体からすると不動産とか動産に対する執行が主ですので、そちらに対応するということになると、やはり女性ではちょっと難しい部分もあるというふうに今まで考えられてきたんだろうと思います。

なので、将来的にといいますか、理想的な姿としてということですけれども、例えば家事事件だけを専門に扱うような家事執行官というようなもの新たに設けるとか、そういった形で何らかの積極的な手当でがないと、なかなか現状の制度のままで、じゃ、女性の皆さん来てくださいといつてもちょっと難しい側面あるのかなと思いますので、そういうことも含めて、また今後検討していただければと思います。

○糸数慶子君 ありがとうございます。

確かに世界的に見れば女性もいらっしゃるといふこともありますて、今後の大きな課題として、是非女性の登用も進めていけたらというふうに希望したいと思います。

ちょっと時間がありますので、参考人の皆様に、もう最後ですので、言い残したことがありましたら、これだけは是非ということで一言ずつお願いをしたいと思います。よろしくお願ひし

ます。

○委員長(横山信一君) それでは、松下参考人からお願ひいたします。

○参考人(松下淳一君) 先ほど冒頭に申しましたけど、今回のこの改正法案というの実務的に必

要なところに對して適切な手当てをするものでござりますので、是非よろしく御審議の上、一日も早い成立を祈念しております。総論的にはそれに

尽きます。

○参考人(今津綾子君) 今回、子供の引渡しといふところを割と議論をいろいろいたいでいますけれども、こういった制度ができるということ自体がやはり画期的なことであります。制度ができた後も、どういった形で運用していくかと、あるいはもつとい制度はないかというような検討を引き続き、私たち研究者もそうですし、立法府の皆様にも御検討いただければと思います。

○参考人(伊藤由紀夫君) 裁判所といふことなので、どうしてもワイン・ルーズの中にいるという方たちが多いと思うんです。ただ、調査官の調査は実は、子供と一緒に暑らせない親に子供の実情はこうだよというようなことを伝える、それから、子供を抱え込んで苦労しているけれど相手の親からは非難しかされないというようなときに、こんなふうにお母さん頑張っていて、こんなふうに子供も育っていますよというようなことを認めあげる。その意味では、私はワイン・ワインの形で当事者が問題解決に進めればなどいうふうに思つています。

ただ、その中で重要なのは、今日は私、こういう緊張しているのでこんな顔つきでけど、本當にお父さんもお母さんもつらいし子供も暗い顔になる、そこで調査官も暗い顔になつたらおしまいかといふふうに思つていて、やっぱり実務やるときはいつも笑顔で、本当に解決策がなくて困るけど、そのときに、やっぱりこういうアイデアでどうですかといふようなことを御提案できる、調停でも審判でも、やっぱりそういう専門家でありたいというふうに思つていました。そういう人

たちが増えるような形ができればいいなと思っております。

以上です。

○糸数慶子君 十分笑顔でお答えをしていただきました。

すばらしい御答弁いただきました参考人の皆様には、ありがとうございました。

これまで終わりたいと思います。

○委員長(横山信一君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の方々に一言御挨拶申し上げます。

本日は、長時間にわたり御出席を賜り、貴重な御意見をお述べいただきまして、誠にありがとうございました。委員会を代表して厚く御礼申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時二十五分散会